

第2次鞠智城跡保存整備基本計画

平成14年3月

熊本県教育委員会

目 次

序 章 駒智城跡の概要	- これまでの調査・研究成果から -	· · · · 1
1 発掘調査の経過と概要		· · · · 1
2 発掘調査成果による駒智城跡の時期区分と変遷		· · · · 1
3 駒智城跡の全容解明にむけて		· · · · 8
第1章 第2次駒智城跡保存整備基本計画策定の背景と目的		· · · · 9
1 第2次駒智城跡保存整備基本計画の策定の背景		· · · · 9
2 第2次駒智城跡保存整備基本計画の策定の目的		· · · · 9
3 駒智城跡歴史公園の目指す姿		· · · · 10
4 駒智城跡における建物復元計画について		· · · · 11
第2章 第1次基本計画の総括		· · · · 12
1 第1次基本計画に掲げた課題について		· · · · 12
2 保存に向けての取り組み		· · · · 12
3 整備について		· · · · 13
4 利用状況		· · · · 17
第3章 本計画の基本方針		· · · · 18
1 計画の対象区域と事業主体		· · · · 18
2 事業期間		· · · · 18
3 事業計画の総括と見直し		· · · · 18
4 ゾーニング		
第4章 調査・研究の基本方針		· · · · 21
1 基本的考え方		· · · · 21
2 調査・研究に関する課題		· · · · 21
3 調査・研究の実施と方法		· · · · 22
第5章 保存・整備の基本方針		· · · · 24
1 基本的考え方		· · · · 24
2 史跡指定化		· · · · 24
3 ゾーン別整備方針		· · · · 26
第6章 保存・整備の個別計画		· · · · 31
1 遺構		· · · · 31
2 学習施設		· · · · 36

3 休養・便益施設	... 38
4 動線計画	... 40
5 造成	... 46
6 雨水排水・防災計画	... 46
7 植栽計画	... 46
8 用地取得	... 46
 第7章 調査・研究の年次計画	 ... 49
1 基本的考え方	... 49
2 調査	... 49
3 研究	... 49
4 調査・研究の実施計画と方法	... 50
 第8章 保存・整備の年次計画	 ... 52
1 基本的考え方	... 52
2 年次計画の概要	... 52
 第9章 駒智城跡の活用に係る基本方針	 ... 55
1 学習施設としての活用	... 55
2 駒智城跡の果たすべき多様な役割	... 55
3 駒智城跡の管理体制	... 58

序章 鞠智城跡の概要 -これまでの調査研究の成果から-

1 発掘調査の経過と概要（第1図）

これまで実施した発掘調査の主要な成果は、①城域の確定、②長者原地区から72棟の建物遺構を検出、③全国の古代山城では初の発見となる重要な遺構（八角形建物跡、貯水池跡、貯木場等）や遺物（文字資料としての木簡等）を検出した三点である。

鞠智城跡の城域は、土塁線と崖線に囲まれた内城地区とその周辺部における外縁地区とからなっている。内城地区は約55ha、外縁地区は約65haに及ぶ広大なもので、全国に数少ない古代山城である。「続日本紀」をはじめ正史に城名が登場するものの、長らくその所在地が特定できなかった。このような中で、故坂本經堯氏等の研究により、昭和34年12月8日付けで「伝鞠智城跡」として県の史跡に指定され、昭和51年8月24日「鞠智城跡」に名称変更され今日に至っている。

熊本県教育委員会において、鞠智城跡の全容解明に向けた発掘調査が継続的に実施されており、平成13年度で、23次を数える。これまでの発掘調査は内城地区で実施しており、この過程で貴重な発見を得ている。調査の節目は、以下のとおりである。

- (1期) 昭和42年度に米原地区で実施された水田化事業に伴う緊急調査を実施（多数の礎石が出土、その後の調査成果を加えて伝鞠智城跡から鞠智城跡へ）。
 - (2期) 昭和61年度から、国庫補助事業による継続的な発掘調査を実施（2ヶ月程度の短期の調査で、調査面積も限られた）。
 - (3期) 平成2年度から、国庫補助事業に県の自主事業を加え大規模な発掘調査を開始（調査の通年化が始まり、著しい調査成果を見る。八角形建物跡の発見はこの時期。多数の建物跡が検出される。）
 - (4期) 平成6年度から、整備事業と併行した発掘調査が始まる（県の自主事業に代わり国庫補助事業の大幅な増大）。
- 平成7年度に文化財整備係を新設。
第1次～第23次における発掘調査の概要と成果は第1表のとおりである。

2 発掘調査成果による鞠智城跡の時期区分と変遷

(1) 時期区分に関する基本的な考え方

歴史研究における時期区分は、時代として認識される同一の文化的特徴を有するまとまりについて、その存続期間の全時期を通して認められる初現（創建）、盛行、衰退といった様相の変化を画期として区分を行う。

また、個々の遺跡における時期区分に関しても同様の考え方による。その結果、各時期ごとの変化を歴史として考察し、その要因や社会背景を解明することで地域あるいは遺跡の歴史的価値付けを明確にすることが可能になる。

鞠智城跡の時期区分についても同様の要素による区分が妥当である。

鞠智城跡に関する正史の記述は、698年～879年の4回である。これらの記述には、築城時期及び廃城時期に関する記載は認められない。また、現状では画期の把握は行っておらず、時期区分に関しては出土遺物の分析、建物遺構の切り合いや桁行方向の



柳智城パンフレット（発行：平成9年7月）に追記

0 200m

第1図 柳智城跡全体図

第1表 物質城跡発掘調査の概要

調査 次数	年度	主な調査地区	調査内容	概要
1	昭和 42 (1967)	深追門、池ノ尾門 馬こかしの石垣	緊急調査	城域の推定
2	昭和 42 (1967)	長者原、宮野	#	宮野礎石群の確認
3	昭和 43 (1968)	土墨線、長者山礎 石群	#	土墨線の確認、長者山礎石群の確認
4	昭和 44 (1970)	長者原、長者山、 宮野礎石群	#	宮野礎石、長者原礎石群の全面露出 長者山地区の測量
5	昭和 54 (1979)	長者原、上原、屋 敷	#	軒丸瓦出土
6	昭和 55 (1980)	上原	国庫補助事業	建物遺構の検出
7	昭和 55 (1980)	宮野礎石群	#	礎石群の全面露出 1981年11月11日付け県史跡に追加指定
8	昭和 61 (1986)	米原	#	航空撮影による米原地区の地形図作成
9	昭和 62 (1987)	長者山礎石群	#	多量の炭化米と瓦を検出
10	昭和 63 (1988)	宮野礎石群周辺 少藍ドン地域	#	建物跡 1 棟を検出
11	平成元 (1989)	#	#	1~4号建物跡を検出
12	平成 2 (1990)	長者原地区 長者山東側部 一帯(宮野礎石を 含む)	国庫補助事業 県自主事業	5~19号建物跡を検出 城域の確定に関する検討
13	平成 3 (1991)	長者原地区 町道西側一帯	#	軒丸瓦検出 八角形建物跡 2 棟検出
14	平成 4 (1992)	長者原地区 上原地区 西側土墨線	#	物質城跡終末期にあたる9世紀代の礎石建物跡を検出 上原地区から遺構の空白域を確認 '内城' 地区の土墨線の一部を測量。一部確認調査を実施
15	平成 5 (1993)	上原地区 (町道東側一帯)	#	上原地区は、遠寺の空白地帯であることが判明。
16	平成 6 (1994)	深追門跡	国庫補助事業	登城道の検出 土墨線の仮案構造を確認
17	平成 7 (1995)	長者原地区	#	50号建物跡の礎石下部構造を確認(根石構造)
18	平成 8 (1996)	#	#	礎石建物跡 1 棟検出(54号建物跡、整地層を確認) 掘立柱建物跡 3 棟検出
19	平成 9 (1997)	長者原地区 貯水池跡	#	礎石建物跡 4 棟検出(整地層を確認) 掘立柱建物跡 4 棟を検出 貯水池跡より木簡、木製品を検出
20	平成 10 (1998)	貯水池跡	#	貯水池跡の検出(握手・仕口加工のある建築材、木舞、男性器形木製品、斧柄) 取水口、石質遺構等の検出
21	平成 11 (1999)	貯水池跡 堀切門跡	#	2~4号木簡や、未製品の藤柄を検出 門周辺の道路跡を検出(最多で三面以上に重なる)
22	平成 12 (2000)	貯水池跡 堀切門跡	#	水汲み場跡、堀切遺構を検出 門跡に伴う柱穴 1 基を検出 登城道に伴う城壁を検出
23	平成 13 (2001)	貯水池跡 堀切門跡 南側土壁	#	調査中

規格性といった要素等による分析を行った結果、得られた遺構間の先後関係についての整理に基づく便宜的な区分にとどめる。今後、調査研究の進展により、遺跡の時間的変遷における明確な時期区分の画期の把握に努め、地域及び遺跡における歴史的価値の解明を行うこととする。なお、今後、画期が明確になった段階で、時期区分について見直しを図るものとする。

(2) 時期区分と変遷

これまで、鞠智城跡の発掘調査において検出された72棟の所属時期については、出土遺物の有無、多寡、切り合い関係の有無や桁行方向の規格性の一致、整地層の重複と出土遺物による時期的把握といった情報による時期区分の整理が行われ、概ね3～4時期にわたる建物間の先後関係が把握されている。

しかし、現時点において全ての建物遺構について時期区分が確定しておらず、今後、さらに検討すべき課題である。

そのため、現状で把握できる所属時期に関して、大まかに3時期の区分を行う。その時期区分については、以下のとおりである。

【第Ⅰ期（7世紀中葉～698）】＊創建期～修理期（第2図）

当該遺跡は、「続日本紀」文武天皇3（698年）「大宰府をして、大野、基肆、鞠智の三城を繕い治めしむ」と記載されている。また、大野城と基肆城は、665年に築城されたとの記述があり、当該遺跡についての史実への初出との年代差が33年である。このことは、掘立柱建物の耐久年数とほぼ一致する。従って、当該遺跡の築城時期も同時期と推定できる。

対外政策上、緊急に築城され、国家防衛網の中に組み込み、兵站基地的な性格を有したものと考えられる。

建物遺構の掘り方や埋土から検出した遺物等の年代から、当該期に所属する遺構は、4, 7, 9, 10, 14, 15, 18, 45～48, 49, 62～64号建物である。

40号建物は、当該地域で確認された整地Ⅰ、Ⅱ層により、鞠智城跡で最も古い時期に比定できる。また、62, 63号建物は、40号建物と主軸が一致することから同一時期と考えられる。64号建物は、62, 63号建物と主軸を異にするが、これらの建物と4号溝跡により同一区画に位置し、百濟系瓦当が検出されたことから当該期に所属するものと考えられる。

【第Ⅱ期（698～8世紀後半）】＊全盛期（第3図）

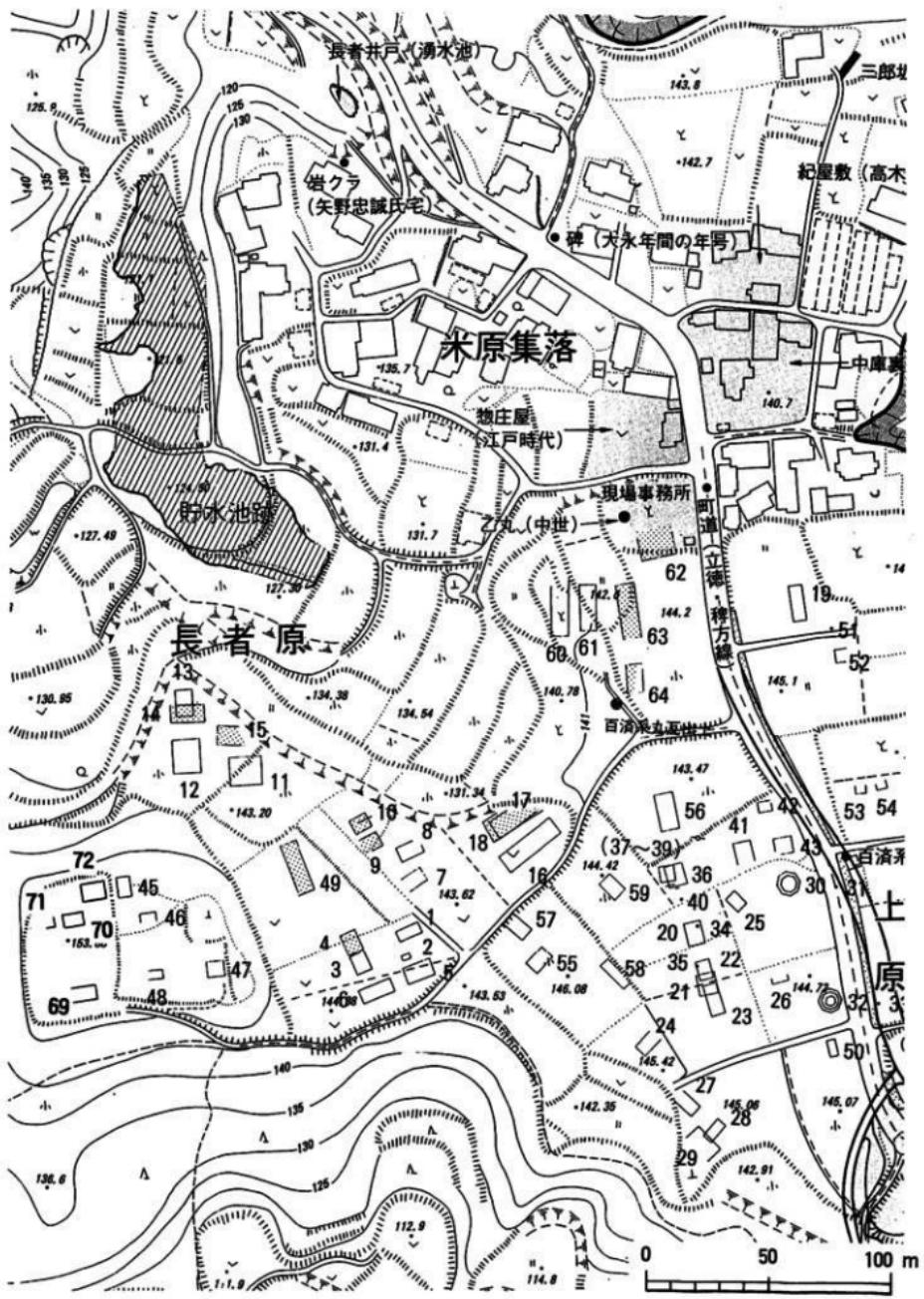
当該期は、698年の記述に従い繕治されてから奈良時代全般までの期間である。東アジアを取り巻く情勢から緊張緩和に向かい、律令制度のもと単なる兵站基地的な性格から、地域支配の一端を担う機関へと徐々に変化していくものと考えられる。

当該期に属する建物遺構は、掘り方や埋土から検出した遺物等の年代から、1～3, 5, 6, 8, 11～13, 16, 17, 20～25, 27, 28, 33, 55, 65号建物である。

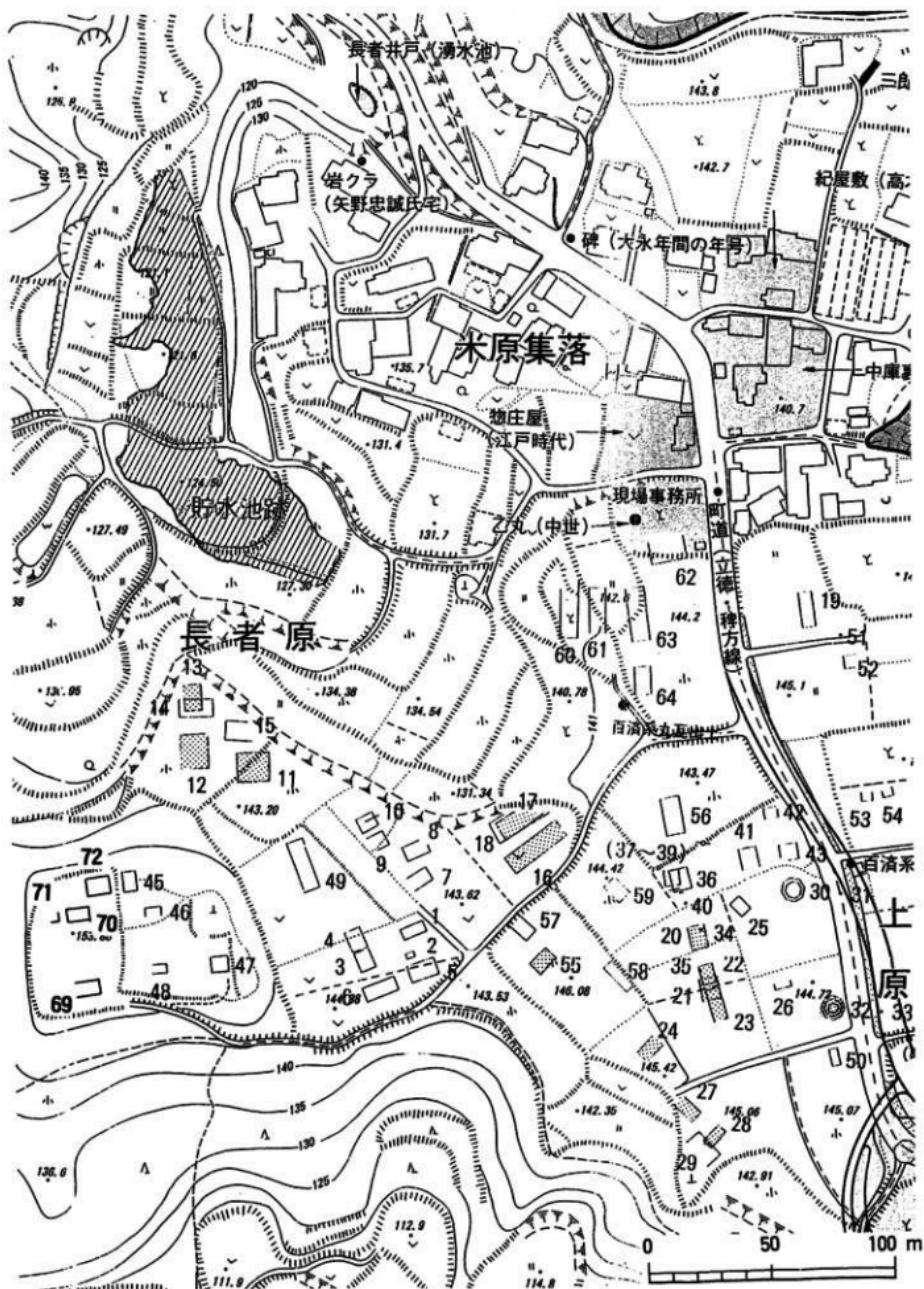
このうち3号建物は、第Ⅰ期に所属する4号建物と切り合い関係が認められ、先後関係として認識できる。13, 17号建物についても先行する建物遺構との切り合い関係が認められることから当該期に所属するものと考えられる。

【第Ⅲ期（8世紀末～消滅）】＊衰退期（第4図）

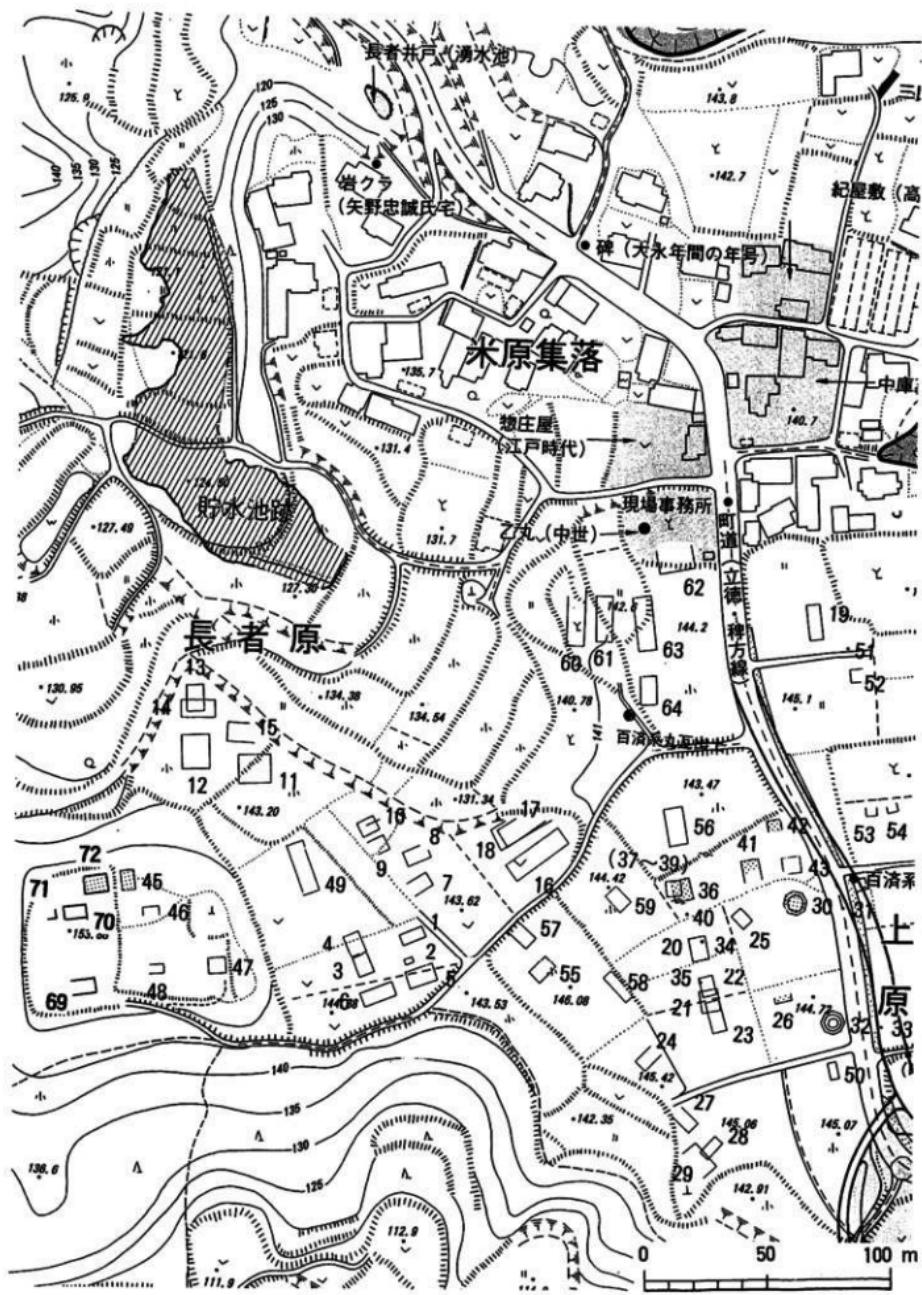
当該期は、平安時代から廃城期までの期間である。史実への記載は、879年を最後に



第2図 鞠智城跡第1期



第3図 鞠智城跡第II期（前後半の2時期に細分可能。詳細については、今後検討を要る。）



第4図 鞠智城跡第III期

見られなくなる。この時期は、城内の管理運営に関する規律も緩み、5度にわたり不吉な出来事として朝廷に報告されている。この時期に属する明確な建物遺構は、掘り方や埋土から検出した遺物等の年代から、26、30、36、41～43号建物である。

36号建物は、礎石地業穴から9世紀代の遺物が検出されている。26、41～43号建物は、柱筋が同一であり同時期と考えられる。また、30号建物は、先行する八角形建物（32号）と比較して構造が簡略化されていることから後続する時期であると考えられる。

【今後、時期区分を検討すべき建物遺構】

上記以外の建物遺構に関しては、遺物を伴出せず切り合い関係も認められないため、時期決定の根拠が見いだせない。このことから、建物遺構の周辺から検出された遺物の検討と建物基礎部の工法や建物の構造等の研究を推進するうえで解明を図る必要がある。また、今後、調査研究の進展により遺跡の時間的変遷における明確な時期区分の画期の把握に努め、地域及び遺跡における歴史的価値の解明を行うこととする。

3 駒智城跡の全容解明に向けて

平成2年度以降第3期の調査・研究において、土塁線及び崖線によって囲繞される城域の確定を行った。しかし、発掘調査については、平坦部が卓越する城内の長者原地区に絞った状態となった。第2、3期の調査で、次々と建物遺構が検出され調査区域を徐々に拡大したからである。さらに、谷部から貯水池跡も検出された。近年において発掘調査対象は、建物遺構から貯水池跡へ移行したが、調査は長者原地区にとどまった。

そのため、土塁線及び門跡といった城跡周辺部の調査・研究が遅れたことは否めない。この部分は、古代山城の全体解明にあたって極めて重要な地区である。従って、第2次基本計画では、これらの部分を新たな調査区として加え、調査成果を得る必要がある。

より多くの成果をもとに、遺跡のもつ潜在的価値をより顕在化させ、遺跡の全体像や構造の全容解明を図ることが可能となる。今後の早い段階に外城城と内城地区との接点となる深迫、池の尾門跡の二地区、城の防衛上重要な南側及び西側土塁地区の調査・研究を徹底することが大きな鍵となる。

また、これまでの調査・研究で、政庁跡と目される建物遺構が検出されたことは、他の「古代山城」と機能が異なる施設が存在する可能性を示唆している。このことから、「駒智城跡の性格は、果たして国家防衛の古代山城のみであるのか」といった謎が生じている。

以前から、他の古代山城が高山に築かれているのに対して、丘陵に立地することと、所在地が内陸部に入り込む特異性が指摘されていた。このことに関連して、薩摩の隼人対策のために築かれたとする説もあった。今日までの発掘調査の結果、多くの遺構や遺物等の情報を得たものの、それらの解明についてはほんの一部分であり、調査対象地もまだ小城である。これらの多くの研究課題に取り組むことで、駒智城跡の果たした役割や性格、あるいは具体的な内容といった構造解明をさらに進めていかねばならない。

本計画書では、駒智城跡の全容解明に向けて県の取り組み対象、手法及び達成目標等を掲げることで、歴史の生きた研究・研修の場としての歴史公園を目指すことができるものと考える。

第1章 第2次鞠智城跡保存整備基本計画策定の背景と目的

1 第2次鞠智城跡保存整備基本計画策定の背景

(1) 鞠智城跡の位置づけ

熊本県では、鞠智城跡を「全国有数の重要遺跡で、県の核となる歴史的、文化的遺産」であり「歴史公園として活用を図るにあたり、最も優れた素材となる遺跡」と位置づけている。これは、「鞠智城ほど幅広く、奥深く、引き出しの多い遺跡はない」と言い換えることが可能であり、鞠智城跡は以下の点において特に優れた遺跡であることによる。

① 一地域に納まらない（面的な広さ）

築城の目的を学ぶとき、国内にとどまらず、東アジア全域に視点が広がる。

② 一時代にとどまらない（時間的な幅）

地理的な要因を学ぶとき、鞠智城の存続期間に限らず、装飾古墳等菊池川流域古代文化や、中世の菊池氏の隆盛など、その前後の幅広い時代に視点が広がる。

③ 多様な顔を持つ（価値の多面性）

国史に記載される「古代山城」（朝鮮式山城）のひとつとされ、このこと自体鞠智城跡の遺跡としての価値の高さを物語っているが、これまでの発掘調査により、その範疇に納まらない側面を持つことも明らかになっている。また、鞠智城から派生した「米原長者伝説」の民話伝承も、広く知られている。

(2) これまでの取り組み

平成7年度から「第1次鞠智城跡保存整備基本計画」に基づき、「歴史公園化をめざして」昭和42年度からの調査成果を根底として整備を進めてきた。

その結果、年間の来場者は5万人を超すまでとなり、古代山城としての鞠智城跡の魅力を多くの人々に伝えている。しかし、鞠智城跡の潜在的な価値を十分に引き出すためにはさらなる取り組みが必要となる。

(3) 新計画の策定

平成12年度に策定された熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」でも、「歴史公園の完成をめざして」調査と整備を継続することにしており、第1次基本計画の取り組みを踏まえ、「第2次鞠智城跡保存整備基本計画」を策定する。

2 第2次鞠智城跡保存整備基本計画策定の目的

第1次基本計画を継承し、更に、歴史公園の活用という視点から新たな計画を策定する。

(1) 遺跡の保護保存

本事業の第一の目的。城の中心部である内城区域55haを中心に、外縁地区を含む120haに及ぶ遺跡を恒久的に維持し、次世代へ伝達する。

(2) 鞠智城の解明

継続的な発掘調査と総合的な研究により遺跡の性格を解明する。近年の発掘調査によって、八角形建物跡、貯水池跡、墨書き筒などの国内の古代山城としては初の発見が相次いでいる。

(3) 歴史的景観・環境の保全と再生

発掘調査と総合的研究の成果を元に、遺構の復元や往時の環境を再生する。このことにより、潜在的な価値が顕在化し、「立体制・多元的に歴史を感じることの出来る感動の空間」となり、「歴史公園」として完成を見る。

その過程で、伝統的な土木技術や建築技術を再発見し、次世代へと伝承していくことも可能となる。

(4) 歴史公園としての活用

第1次基本計画では、遺跡の保存・整備において、一応の成果を挙げることができた。今回は、従前の保存・整備に加えて「歴史公園の活用」という視点に重点を置く。

以下に掲げる目的により多くの利用者が訪れ、生活空間とは離れた歴史的空间のなかで知的欲求を満たしつつ、更に深い欲求を喚起され、より深く歴史・文化を理解していく。また、その過程で、「日本史」を国際的な視野の中で理解する力をも養うことができる。

① 歴史学習の場として

歴史公園の公開は、学術研究の成果を公表することを意味する。さらに、適切なガイダンスによって、学校教育における歴史学習や生涯学習の場としての活用を図る。

② 地域におけるアイデンティティの創出

価値が顕在化された駒智城跡は、地域住民に共通の文化的シンボルとして、地域交流や歴史を活かした地域づくりの核となり、地域間交流や国際交流にも活かされる。

③ 知的観光資源として

地域の歴史と文化を体験できる「知的観光資源」として、幅広く見学者を受け入れる。見学者の知的欲求を満たしながら、経済活動やボランティア活動を誘導していく。

(5) 新世紀とともに築く「共同社会」の実現

駒智城跡を舞台とした様々な活動を通じて、地域内、地域間、国際間の交流・連携が行われ、パートナーシップのもと、互いに支え合い、励まし合う「共同社会」を実現する。

3 駒智城跡の全容解明に向けての取り組み

平成2年度以降第3期の調査・研究において、土塁線及び崖線によって囲繞される城域の確定を行った。しかし、発掘調査については、平坦部が卓越する城内の長者原地区に絞った状態となった。第2、3期の調査で、次々と建物遺構が検出され調査区域を徐々に拡大したからである。さらに、谷部から貯水池跡も検出された。近年において発掘調査対象は、建物遺構から貯水池跡へ移行したが、調査は長者原地区にとどまった。

そのため、土塁線及び門跡といった城跡周辺部の調査・研究が遅れたことは否めない。この部分は、古代山城の全体解明にあたって極めて重要な地区である。従って、第2次基本計画では、これらの部分を新たな調査区として加え、調査成果を得る必要がある。

より多くの成果をもとに、遺跡のもつ潜在的価値をより顕在化させ、遺跡の全体像や構

造の全容解明を図ることが可能となる。今後早い段階に外城域と内城地区との接点となる深迫、池の尾門跡の二地区、城の防衛上重要な南側及び西側土塁地区の調査・研究を徹底することが大きな鍵となる。

また、これまでの調査・研究で、管理中枢機能を有すると目される建物遺構が検出されたことは、他の「古代山城」と機能が異なる施設が存在する可能性を示唆している。

のことから、「鞠智城跡の性格は、果たして国家防衛の古代山城のみであるのか」といった謎が生じている。

以前から、他の古代山城が高山に築かれているのに対して、丘陵に立地することと、所在地が内陸部に入り込む特異性が指摘されていた。このことに関連して、薩摩の隼人対策のために築かれたとする説もあった。今日までの発掘調査の結果、多くの遺構や遺物等の情報を得たものの、それらの解明についてはほんの一部であり、調査対象地もまだ小城である。これらの多くの研究課題に取り組むことで、鞠智城跡の果たした役割や性格、あるいは具体的な内容といった構造解明をさらに進めていかねばならない。

本計画書では、鞠智城跡の全容解明に向けて県の取り組み対象、手法及び達成目標等を掲げることで、歴史の生きた研究・研修の場としての歴史公園を目指すことができるものと考える。

4 鞠智城跡における建物復元計画について

現在、確認されている72棟の建物跡は、出土した遺物等の検討から7世紀中葉～9世紀後半までの時間幅を持つことが判明している。また、これらの建物跡については、概ね3時期に区分されることも解っている。これらの中から、学術的な検討を踏まえながら、全盛期の建物遺構を抽出し、さらに、それぞれの遺構のもつ性格の違いについて検討を行う。このことにより、鞠智城跡全盛期における相当数の建物跡と城門跡の復元が可能となる。

この結果、見学者は復元された歴史的空间に直接触れることになり、「全盛期における古代山城鞠智城」を、より身近なものとして実感することが可能となる。

そのためにも、鞠智城跡に係る種々の遺構や景観等を、保存・復元・整備し、広く一般に公開することが必要となる。ただし、その際、長い時間の経過から、現代において本来遺跡そのものが持ち得ていた価値や姿を、完全な形で復元することは極めて困難な状況にある。そこで、鞠智城跡を「古代史を学ぶる野外学習の場」として整備するには、個々の見学者にとってより具体的で解りやすく、イメージしやすい空間を目指す必要性がある。

そのため、見学者自身が、遺跡が形成された往時の姿等について、想像する際のサポート的手段として地形の復元と併せて遺跡を特徴づける建物の復元を行うことは極めて有効な方法であると考える。

したがって、第2次基本計画の中でも、相当数の建物跡を復元することは是非とも必要なことであると考える。その際、発掘調査結果を重視し、綿密に検討された学術的考証に基づき復元を行うことを基本理念とし、復元計画の基礎となる資料の収集・整理と設計の前提となる種々の条件分析を行う。これらの検討結果により得られたデータをもとに、現在、学術的に想定しうる建物の形態・構造等について抽出し、復元する建物の計画及び設計等に反映させる。また、併せて保存整備検討委員会及び建物検討委員会から適宜指導・助言を受け、学術的な検討を十分に踏まえながら復元を進めていく。

第2章 第1次基本計画の総括

本章で指す「第1次基本計画」とは、平成7年度に実施した「長者原地区基本設計」までを含む。

1 第1次基本計画に掲げた課題について

第1次基本計画では、「事業実施にむけての提言」として、以下の課題を掲げていた。

(1) 用地の公有化

遺跡の恒久的保存、継承のために、また整備活用を図るために公有地化を推進し、住民の生活を壊さないよう配慮しながら、事業目的を達成するため必要な用地を公有化した。

(2) 周辺住民との協調

用地の公有化により農地を買収する一方で、関係機関との協力のもと、圃場整備等により営農地を確保するなど、住民の生活を維持するための施策を実施してきた。

(3) 関係自治体との協力

整備事業の進捗と共に、主たる整備を県が、関連整備を地元自治体が行うというルールが確立されつつある。菊鹿町によるアクセス道路の整備、駐車場の整備などが実現している。

(4) 事業推進体制の確立

平成7年度に文化財整備係を設置して事業を推進してきた。

(5) 史跡指定化

指定申請に向けて、城域の確定、主要部分の公有化を実現した。

2 保存に向けての取り組み

(1) 用地の公有化

計画：内城区域のうち、米原集落、上原地区営農地、池の尾地区営農地を除く45ha。
結果：手続き上取得が困難な採石場、長者山墓地等を除く42haを取得。一部未買収地を残すが、主たる遺構部分についてはほぼ完了した。未買収地については、今後も継続して取得に努める必要がある。

(2) 遺構面の保護

計画：長者原地区7haの地形復元及び、遺構保護のため0.7m～1mの覆土を施す。
結果：貯水池及びその周辺を除く5haについて実施。現時点で施工可能なエリアは全て完了した。また、第32号建物（八角形建物）の復元に際しては、遺構保護のため、敢えて位置をずらす措置をとった。

(3) 磐石遺構の保存処理

計画：建物跡の露出展示を予定した4棟（45号・46号・48号・49号）について、接着、強化、撥水処理を施す。
結果：第1次基本計画策定後に検出された建築址も含めて実施した。

11号・12号・20号・21号・22号・23号・36号・45号・46号・47号・48号・49

号・50号・56号・59号・64号の16棟

当初は露出展示するもののみを対象としたが、より確実な保存を目指し、埋め戻して保存するものについても実施した。他に、堀切・深迫・池の尾の3つの門礎石も実施し、露出展示を行っている。

堀切門において凝灰岩の城壁が検出されたが、風化しやすい性質のため、今後、保存処理が新たに必要となった。

3 整備について

(1) 遺構

① 建物遺構

A 復元整備

計画：10棟

5号・6号・11号・16号・20号・24号・28号・30号・32号・47号

結果：4棟

5号・16号・20号・32号

当初の計画では、10棟という復元目標を掲げたが、計画期間内に、「鞠智城全盛期に時代を絞り、古代山城をトータルに理解するために必要な、機能の異なる相当数の建物を復元する」との方針により、復元対象建物遺構の見直しを図った。

B 磐石露出展示

計画：4棟

45号・46号・48号・49号

結果：1棟

長者山墓地の公有化をしなかったため、49号（宮野磐石群：鞠智城跡最大の建物）のみとなった。位置的に見学の動線からはずれていることもあり、見学者の目に触れる機会はあまりない。また、平面表示施設との区別も理解されていない。適切なガイダンスを行うと共に、他の遺構明示との組み合わせによる展示方法を検討すべきである。また、磐石建物だけではなく、掘立柱建物の遺構露出展示の方法はないか検討をする。

C 平面表示施設

計画：a 磐石建築 6棟

4号・21号・22号・23号・36号・50号

b 掘立柱建築 20棟

1号・2号・3号・7号・8号・9号・10号・13号・14号・15号・17号
・18号・25号・26号・27号・38号・41号・42号・43号・55号

c 磐石・掘立柱併用建築 2棟

12号・29号

結果：a 磐石建築 3棟

21号・56号・59号

b 掘立柱建築 12棟

1号・2号・3号・6号・8号・13号・17号・24号・27号・30号・32号
・55号

c 磨石・掘立柱併用建築 1棟

12号

磨石・掘立柱共に、計画と異なる工法を採用した。

見学者には、遺構明示施設であることが判りにくく、補足的な解説設備が必要である。予算的には最も安価な方法であり、有効に活用したい。

② 城門

計画：深迫・堀切・池の尾の3門跡について、調査により解明されればとの条件付きで、登城道を含めて復元整備を行うこととした。

結果：保安林解除の手続きなどで発掘調査に手間取り、門礎石を保存処理した上で、露出展示するに止まった。仮設の覆屋を施してはいるが、門礎石であることの表示及び解説が必要。

③ 土壘

計画：土壘遺構を明示しながら、地形を復元し、遊歩道として整備する。涼みが御所、灰塚等の山頂部には、土壘と一体となった展望所及び休憩所を設ける。

a 遊歩道 2,000m

b 展望所 8棟

c 休憩所 1棟

結果：緊急地域雇用特別基金事業により樹木を伐採し、土壘線の存在を確認するに止まった。

菊鹿町が「中山間地総合整備事業」による遊歩道と展望所の整備を計画しており、積極的に支援していきたい。

④ 石垣

計画：馬こかし、三枝の石垣について、築造時期を確定し、見学が可能なように修復等の整備を行う。

結果：時代が特定できておらず、未着手。

遺構まで見学者を誘導する遊歩道の整備が先。

(2) 学習施設

① ガイダンス施設

計画：鉄骨造平屋建 約1,000m²

内訳 a 案内機能 50m²

b 管理機能 300m²

c 休憩機能 200m²

d 展示解説機能 400m²

e その他 50m²

結果：木造2階 約850m²

内訳 a 案内機能 20m²

b 管理研究機能 300m²

c 休憩機能 150m²

d 展示解説機能 330m²

e その他 50m²

※1 管理機能に、研究機能を加えることとした。

2 財政事情により着手の見通しが立っていないかったが、林野庁による国庫補助「地域材利用促進木造公共施設整備事業」を活用し、計画期間内に整備した。

3 造構や復元整備に影響のない東端に位置を変更した。

4 菊鹿町による物産館を併設することとした。

② 解説板

計画：12基

復元建物（5号・6号・11号・16号・20号・24号・28号・30号・32号・47号）及び宮野礎石群（49号建築址）、長者井戸に設置する。

結果：5基

復元建物（5号・6号・20号・32号）及び宮野礎石群に設置した。
この他、音声解説盤をシンボル広場と八角形建物前に設置した。

③ 名称板

計画：31基

建物平面表示施設に設置する。

結果：未着手

一部、簡易な名称板を設置したが、ガイダンス効果を得るためにには、解説板に近いグレードのものが必要である。

（3）休養・便益施設

① 休憩所

計画：3棟

長者原地区に復元建物を利用して2棟、堀切門跡付近に1棟整備する。

結果：1棟

16号復元建物を利用した休憩所。園内の動線計画が立っていないため、着手できない。

② 四阿・展望所

計画：8棟

結果：未着手

③ ベンチ

計画：適宜設置する。

結果：未着手

④ 駐車場

計画：3箇所 年間来場者20万人を想定

a 北入口部 1,600m²

b 南入口部 800m²

c 中央入口部 3,200m²

結果：1箇所 年間来場者5万人には十分対応可能。南入口部。

⑤ 公衆便所

計画：2棟（各40m²程度） 北入口部及び南入口部

結果：未着手（ガイダンス施設に1棟付設）。他に、仮設トイレを1箇所。

⑥ 道標

計画：14基 圏路の交差点等に設置する。

結果：5基 3城門への誘導。道標を設置するほどの整備の進捗を見ていません。

⑦ シンボル広場

計画：広場1,200m²、モニュメントを設置する。

結果：計画通りに整備。

(4) 動線計画

① アプローチ道路

計画：南北に縦断する町道立徳稗方線は、遺跡内で大きくカーブし、来場者や近隣住民の交通の安全性や、アプローチ道路としての活用の面から、R勾配解消工事を実施する。約350m

結果：計画通りに実施。

② 歴史的道路

計画：土塁線及び大門口からの登城道と推定される道路（町道）を、遊歩道として整備する。

a 町道 約1,800m

b 土塁 約2,000m

結果：未整備 中山間地総合整備事業により検討中。

③ 散策路

計画：土塁から山裾へ連絡する分岐道や、里道などを散策路として整備する。
約4,400m

結果：未整備 中山間地総合整備事業により検討中。

④ 一般園路

計画：長者原地区に1600mを計画。

結果：貯水池周辺を除く部分を実施。

現時点で施工可能なエリアについては完了。

(5) 造成

計画：長者原地区7haの地形復元及び、遺構保護のため0.7m～1mの覆土を施す。

結果：貯水池及びその周辺を除く5haについて実施。

現時点で施工可能なエリアについては完了。

(6) 雨水排水・防災計画

計画：内城区域55haについて計画した。

a 調整池設置 1箇所

b 既存池利用 1箇所

c 雨水排水路 約250m（幅1.5m、深さ0.5m）

d 園地内側溝 約1,200m

e 道路側溝 約320m

f 集水樹	1式
g 暗渠工	約2,400m (径100~150)
h 板しがら工	1式 (必要箇所)
i 崩壊防止施設	1式 (必要箇所)

結果：a～cについては未実施。d以下については、ほぼ計画通りに実施した。

a及びcは、貯水池跡の発掘調査完了を待たなければ着手できない。

bは、南部谷部の圃場整備により既存池が消滅。城内を流れる準用河川塩井川による排水能力で十分足りている。

なお、長者原地区整備に伴い、町道側溝に流入する雨水が増加。その流末処理も今後の課題となる。

(7) 植栽計画

計画：現存する良好な既存木を可能な限り活用し、眺望を確保するために、適宜伐採する。長者原地区においては、地域の在来種により適宜、景観木、緑陰樹を植栽する。

結果：伐採のみで、ほとんど植栽は行っていない。

貯水池跡で既に実施している花粉分析を、土墨線等でも実施することにより、往時の植生を復元することができる。

4 利用状況

平成11年4月にオープンした兵舎仮展示場の年間入館者数は4万人を超え、史跡への年間総来場者数はゆうに5万人を超えている。

現在の主な利用形態は以下のとおり。歴史学習や地域交流の拠点として、また、新たな観光スポットとして確実に浸透しつつある。

- (1) 小中学校、生涯学習団体、職場団体、老人会などが見学に訪れている。
- (2) 地域住民の憩いの場として、朝・夕の散歩や軽運動に利用されている。
- (3) 地域のレクリエーション大会や、各種催しの会場として利用されている。
- (4) 県北の観光スポットとして、新たな拠点となりつつある。この観光客を対象として、地元住民による農産物の販売や、案内ボランティアが活動を始めている。

ハード面の整備を集中的に実施した結果、一定の集客を確保しているが、一過性のものとならないよう、ソフト面の充実を図りながら歴史公園としての活用を進めていくことが不可欠である。

また、来場者等を対象とした公聴活動を今後も継続し、利用者の求める歴史公園のあり方についても検討していくことも必要である。

第3章 本計画の基本方針

本章では、鞠智城跡歴史公園の活用に視点を置きながら、調査研究部門、保存整備部門、両部門に共通する基本方針について定める。なお、活用部門については、本章とは別に定めることとする。

1 計画の対象区域と事業主体

(1) 計画の対象区域

第1次基本計画において、計画の対象地域は外縁部を含む約120haとしていたが、本計画においてもこれを継承する。

ただし、整備の主眼は、遺構の集中する内城区域においている。

内城区域：米原台地の上面域を中心に、土塁線－崖線－3つの城門により囲まれた区域。面積約55ha

外縁区域：内城区域に加えて、西の「大門」口と米原台地を取り巻く迫地や谷を含む区域。面積約65ha

(2) 事業主体

- ① 内城区域における主たる整備は、原則として熊本県が事業主体となる。
- ② 外縁区域においては、原則として地元自治体が事業主体となる。
- ③ 地元自治体による支援を要請していく。

2 事業期間

- (1) 第1次基本計画の終了する平成14年度から平成23年度までの10カ年とする。
- (2) 5カ年ごとに上半期と下半期に分けて年次計画を策定する。

3 事業計画の総括と見直し

- (1) 各年度ごとに事業の進捗を検証する。
- (2) 3カ年ごとに事業を総括し、計画の見直しを図る。（5カ年、10カ年）
- (3) 最終年度には、全体計画の総括を行い、第3次基本計画へのスムーズな移行を図る。

4 ゾーニング

計画地はその面積約120haと広大であり、また、地形的要因や確認されている遺構の状況などから、計画地全体を一律に取り扱うことはできない。鞠智城跡のように広大な面積を有する遺跡では、ゾーニングを行い、各ゾーン毎の特性に応じた発掘調査と保存整備を行う必要がある。

第1次基本計画では、空間の性格を特徴づける遺構の性格、内容や分布状況、さらに地形、土地利用、関連計画のもつ環境特性を考慮して7地区に分けた。今回は、その後の発掘調査や、整備事業、関連事業の進展による状況の変化に鑑み、歴史公園としての活用という視点も加えて5グループ、14地区にゾーニングした。

(1) 遺構保護・景観保全ゾーン

公有化していない区域

① 外縁地区

内城区域を取りまく地区で、斜面からなり、計画地外からは樹林に囲まれた米原台地を形成する一つのかたまりとしてとらえられる。西、北は内城を画する尾根線から派生する複雑な支尾根と谷地形の傾斜地となっているが、南、東は急崖地で、南は一部（堀切集落付近）は保安林（土砂崩壊防備）に指定されている。

一帯は樹林地で、シイ、カシ萌芽林、杉植林、竹林等からなる。

② 集落地区

米原集落が立地するため、公有化していない。中央を南北に町道立徳牌方線が通る。

鞠智城跡の中心地とも目されており、道端や民家裏庭などに礎石が散見される。

マツリヤシキ（紀屋敷）といった地名が残る。

③ 上原地区

町道東側の平坦部で、台台地地区総合土地改良事業により圃場整備がなされており、営農地として公有化を見送った。

実施前の発掘調査で6棟の掘立柱建物跡が検出されているが、隣接する長者原地区と比較すると遺構の分布密度は低い。後世の耕作等により、遺構が削平された可能性もある。

④ 南部谷部地区

長者原地区と南部土墾地区に挟まれた西へ向かった谷地形で、上原地区と同様、圃場整備地区であり、営農地として公有化していない。

圃場整備実施前の調査では、遺構は確認されていない。

⑤ 長者山墓地地区

地元の共同墓地であり、補償困難から公有化を見送った。4棟の礎石建物跡を検出している。

(2) 発掘調査継続ゾーン

重要な遺構が確認されているが、未解明な部分が多い区域。

⑥ 貯水池地区

第1次基本計画では長者原地区に含めていたが、平成9年度調査で国内の古代山城では初めて貯水池跡が発見された。その後、「秦人忍米五斗」と墨書きされた木筒をはじめ、建築材を保存した貯木場跡、水汲み場遺構、湧水池と貯水池を仕切る堰堤等が次々と発見されている。今後は、池の構造と範囲の解明が待たれる。

⑦ 深迫門跡地区

東南部に位置し、深迫門跡を中心とした地区。版築土壁を検出している。門の原位置は確定していない。

⑧ 池の尾門跡地区

西端部に位置する、池の尾門跡を中心とする平坦部。大門へと続く古道に繋がる。

近年、正門ではないかとの見方が強まっている。門の原位置は確定していない。

(3) 遺構復元整備ゾーン

これまでの発掘調査により遺構がほぼ明らかになっている区域。

⑨ 長者原地区

多数の建物遺構を検出しており、第1次基本計画期間に復元建物やガイダンス施設を中心に集中的に整備を実施した。鞠智城跡の中心区域。

⑩ 堀切門跡地区

南端部に位置し、堀切門跡を中心とした地区。平成12年度調査で、門の原位置と登城道の構造及び城壁が確認された。従来、正門と見られていた。

(4) 土壘散策展望ゾーン

土壘遺構を中心とした丘陵区域。

⑪ 南側土壘地区

堀切門跡から池の尾門跡まで続く南部丘陵地。大部分が竹林と雑木山であり、崖線に加えて土壘遺構の存在が推定されていたが、平成12年度の「緊急環境整備事業」により、土壘遺構の存在が明らかになった。

⑫ 西側土壘地区

池の尾門跡から米原集落北部へ続く稜線及びその周辺斜面地で、長者山、灰塚、涼みが御所、シャカンドンなどの高みを含む。平成13年度「緊急環境整備事業」により、その地形が明らかになった。

(5) 便益・アメニティ整備ゾーン

主な整備の対象となる遺構のない区域

⑬ 南部斜面地区

大部分が竹林と雑木山であったが、平成11年度から実施している「緊急環境整備事業」により、地形が明らかになっている。

現時点では遺構は確認されていない。

⑭ 東部斜面地区

三枝の石垣から馬こかしの石垣を経て深迫門跡へ至る斜面。2つの石垣以外には、遺構は確認されていない。

第4章 調査・研究の基本方針

1 基本的考え方

歴史公園の完成を目指し、鞠智城跡を保存・整備し活用を図っていくためには、当該史跡のもつ潜在的価値を顕在化させることが重要である。そのためには、第1次基本計画において得られた成果と課題を踏まえて、正確なデータの収集と蓄積、さらに、遺構や遺物に関する種々の分析や研究による鞠智城跡全体の構造解明が必要である。

また、単に鞠智城跡のみの解釈にとどまらず、日本や東アジアの歴史における鞠智城跡の果たした役割の解明や、検出された遺物・遺構等から復元される製作技術や建築技術、土木技術といった諸技術の分析・研究等を通して大陸との関わりといった技術・文化の交流の解明を図る等、国際的な視野から鞠智城跡の調査・研究を行う。

2 調査・研究に関する課題

鞠智城跡の全容解明に向け、23次にわたる調査を実施している。その結果、序章-1において述べたとおり、多くの成果をあげており、今後、これらの成果を踏まえ、さらに鞠智城跡の果たした役割や性格の解明について多方面からアプローチしていく必要がある。その課題は、鞠智城跡そのものに関する分野と、他地域との結びつきに関する分野に区分される。

(1) 鞠智城跡そのものに関する課題

① 鞠智城跡の存続期間について

鞠智城は、「統日本紀」698年の記述でその名称が見られ「三代実録」879年を最後に正史にその記録がみられなくなる。そのため、築城の時期を含めた正確な存続期間の解明が必要となる。このことについては、現在までに概ね7世紀中葉～9世紀後半までの遺物が出土していることから、同様の期間存続したことが考えられ、今後さらに資料の蓄積と分析を行うことにより解明を行う。

② 古代山城としての鞠智城跡の構造について

鞠智城に構築された建物、門、登城道、土塁等の諸施設について調査を行い、遺構の構造や配置、併せて検出された遺物の検討からそれぞれの遺構の役割や古代山城そのものの構造解明を図る。このことにより、鞠智城跡の果たした役割や性格といった具体的な姿の解明に結びつける。

③ 建物遺構の時期区分と変遷について

これまで確認された建物遺構については、その切り合い関係や出土遺物の検討から3時期に区分されることが判明している。この成果をもとに、今後鞠智城跡全域で確認される建物遺構等の所属時期を解明し、各時期ごとの建物遺構等の数や配置を明らかにするとともに、その変遷過程について解明を行う。

④ 管理中枢機能を有する建物跡について

これまでの調査により、管理中枢機能を有すると考えられる80～85号建物跡が検出され、鞠智城跡の果たした役割が古代山城のみであるのかといった疑問も生じている。

のことから、管理中枢機能を有する建物跡等の存続期間を明らかにすることにより鞠智城跡の果たした役割と性格を解明し、その変遷過程について明らかにする。

(2) 他地域との結びつきに関する課題

① 他の古代山城との比較・検討について

鞠智城跡は、他の古代山城と異なり丘陵に築かれ、大宰府より南に約80km、菊池川河口より約30kmの内陸部に位置するといった特異性が指摘されている。

そのため、城の構造や遺構について、他の古代山城と比較・検討することにより、築城の目的や意義を明らかにするとともに、当時の日本や東アジアの政治情勢の中で果たした役割について解明を行う。

② 地域間交流について

調査により出土した遺物等について、種々の分析を行い製作技術を明らかにするとともに、「モノ」や「ヒト」、「技術」等の交流の様相について解明を行う。

③ 地域における鞠智城跡の果たした役割について

古代律令制において、国評制度の整備により国府、郡衙を設置し中央集権的な地方政治が行われる。このことから、鞠智城跡は、国府や郡衙などのような関係にあったのかといった疑問が生じる。特に、木簡の出土により税の徵収を行う等、政庁的な機能を持っていた可能性があり、大宰府や国府、郡衙との関係について解明していく必要がある。

3 調査・研究の実施と方法

第1次基本計画における調査・研究の成果や前述した課題を踏まえ、鞠智城跡の全容解明に向け、第2次基本計画において実施する調査・研究は、以下のとおりとする。

(1) 調査

① 貯水池跡地区

貯水池跡の範囲の確認や堰堤部の確認から、遺構全体の構造や機能の解明を図る。

また、鞠智城跡の存続期間や果たした役割等の情報を得ることにより全容解明の手がかりとする。併せて、検出された建築材や遺構の検討から古代における土木技術、建築技術を解明する。

② 深迫門、池の尾門跡地区

門跡の確認やその構造の解明を図り、併せて登城道の検出を行う。

③ 南側土塁地区

土塁の構造や平坦面における遺構確認を行い、土塁線の構造と機能の解明を図る。

④ 西側土塁地区

土塁の構造や平坦面における遺構確認を行い、土塁線の構造と機能の解明を図る。

⑤ 北の門礎、水門推定地

北の門礎、水門推定地の調査を実施し、当該遺構の位置と構造について確定させる。このことによって、鞠智城跡の正門の位置を確定させ、当該遺跡の構造解明を図る。

(2) 研究

① 遺物等の編年の研究

鞠智城跡において出土した須恵器や土師器等の型式学的検討を行うことにより、時間的変遷過程の把握を行う。また、遺構との共伴関係から、それぞれの遺構の所属時期を明確にし、鞠智城跡の存続期間や政庁的機能の初源時期等について解明を図る。

② 遺物等の胎土分析による生産地の特定と供給についての研究

出土した須恵器や土師器、瓦等の胎土分析を行うことにより、鞠智城跡に供給された須恵器の生産地(窯跡)を特定し、「モノ」の流れとしての地域間の結びつきを明らかにする。このことにより、大宰府や国府、郡衙との関係について研究する資料とし、鞠智城跡の果たした役割や性格の解明を図る。

③ 土木、建築技術についての研究

鞠智城跡から検出された各遺構の構造等の検討から、古代における土木技術を明らかにし、他の古代山城や遺跡との比較・検討を行う。

また、貯水池跡から検出された建築材に認められる加工痕の分析により、古代における建築技術の解明を図る。

④ 文献史学(古代史)との連携による研究

鞠智城跡の歴史的位置づけを明確にするため、文献史学による古代肥後に關する諸研究と連携し、律令制における大宰府や国府、郡衙との関係を明らかにする。このことにより、鞠智城跡の築城の目的や意義、果たした役割等の解明を図る。

第5章 保存・整備の基本方針

1 基本的考え方

(1) 調査・研究成果の発表と活用

鞠智城跡を保存整備する目的は、その潜在的な価値を顕在化させ、活用を図ることにある。昭和42年から蓄積された豊富な研究成果と、今後新たに加えられる本計画実施後の研究成果を、広く多くの市民に発表し、共有するために保存整備を行う。保存整備の第1の目的である。

(2) 調査・研究へのフィードバック

復元整備した遺構を公開することは、現時点での研究成果の公表であるとともに、今後の研究資料としての活用を図るものである。整備の完了は、研究の終着点を意味するものではなく、新たな資料批判の対象としての始まりを意味する。従来、着目されることが少なかったが、鞠智城跡においては、この点に主眼を置いて活用を図りたい。

(3) 新たな鞠智城跡の魅力の発見

鞠智城跡は、未だに不明な点が多い史跡であるが、このことが鞠智城跡の最大の魅力のひとつでもある。年々明らかにされる調査研究の成果を、整備という形で公表しながら、見学者自身にも鞠智城跡の解明に参加してもらうことが可能である。

(4) 歴史・文化への理解を進める

学術的な研究を進める一方で、広く多くの市民に興味を持ち、親しまれるための以下の施策が必要である。一般市民にとっては、興味はあるものの、理解することはなかなか難しい分野である。

- ① 鞠智城跡に足を運ばせるための施策。
- ② 鞠智城跡を解りやすく解説し、理解し、新たな興味を喚起するための施策。
- ③ 鞠智城跡を通じて歴史、文化を理解してもらうための施策。

2 史跡指定化（第5図）

(1) 指定の必要性

日本を代表する古代山城の一つであり、かつ、他に例のない特徴を有する鞠智城跡は、我が国の歴史を正しく理解するためのみならず、東アジア史を解明する上でも重要な遺跡であり、早急な保護を図り、後世に継承していくために、特別史跡指定が不可欠である。

(2) 他県の状況

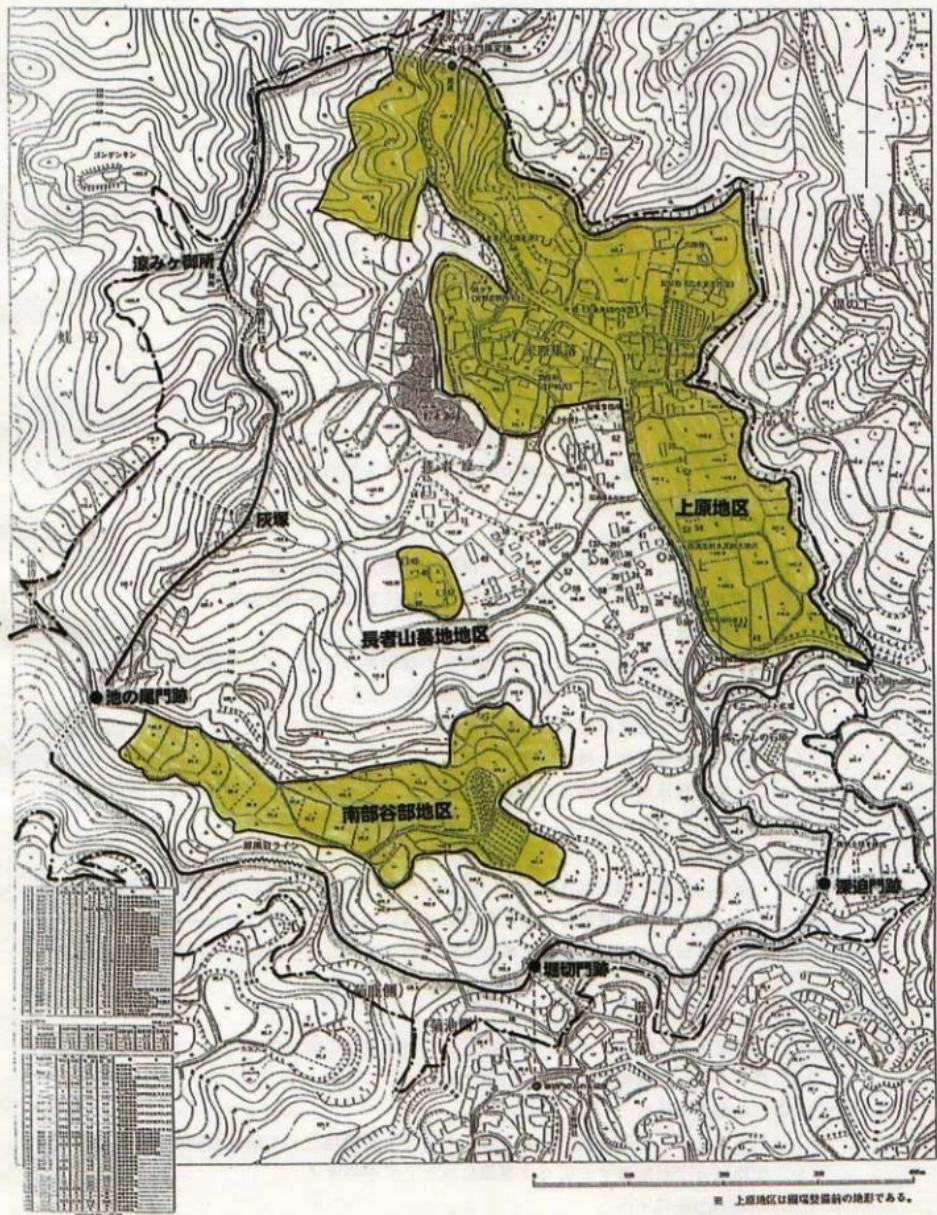
九州管内には、鞠智城跡の他に、大野城跡（福岡県）、基隣城跡（佐賀県）、金田城跡（長崎県）などの古代山城があるが、いずれも特別史跡に指定されている。

(3) 文化庁の見解

「特別史跡に十分値する」ものであるとの見解を得ている。

(4) 未指定であった理由

鞠智城跡は、地形的に城域の確定が難しく未確定であること、大部分が居住地や



第5図 史跡指定申請予定ライン

営農地の生活区域であったなどの理由で、これまで実現されなかった。

(5) 第1次基本計画における取り組み

内城区域55haのうち、43haを公有地化すると共に、調査により域域を確定した。

(6) 指定年度

平成15年度中の指定をめざす。

(7) 指定の範囲

原則として内城区域全体とし、外縁区域については、今後の調査・研究により必要と認められる場合には、追加指定を検討する。公有地化されていない区域における所有者の同意が得られない場合には、後年度における追加指定を検討する。

(8) 指定後の整備について

国庫補助等を利用した整備を行う。

※ 補助率 50% 用地取得は80%

3 ゾーン別整備方針（第6図）

ゾーン毎の特性を踏まえ、保存整備の基本的考え方を具現化するために、以下のとおりゾーン別整備方針を設定する。

(1) 遺構保護・景観保全ゾーン

公有地化していない区域であり、積極的な整備事業を実施することはできないが、関係者の協力を得ながら、遺構の保護と歴史的景観の保全を図る。

① 外縁地区

a 山城の築城適地となった自然地形や景観等の自然環境を今後も保全するため、開発行為の抑制など、関係者への働きかけを行う。

b 当時の交通の解明や、他の公共施設との関わりを研究しながら、必要性があれば、指定の追加も検討する。

c 地元自治体（菊池市、菊鹿町）等による関連整備の計画があれば、適正な指導を行いながら支援する。

② 集落地区

遺構の存在が確実視されるが、集落地であり生活の場であるため、住民の協力のもと、歴史的集落景観の保全に努めると共に、改築時等には緊急調査を実施する。

また、長期的には、集落を離れる住民からの申し出を受けて、用地の取得も検討していく。

③ 上原地区

指定区域に含めた上で、営農地として田園景観の保全に努める。土地所有者が離農する場合は整備用地として取得する。

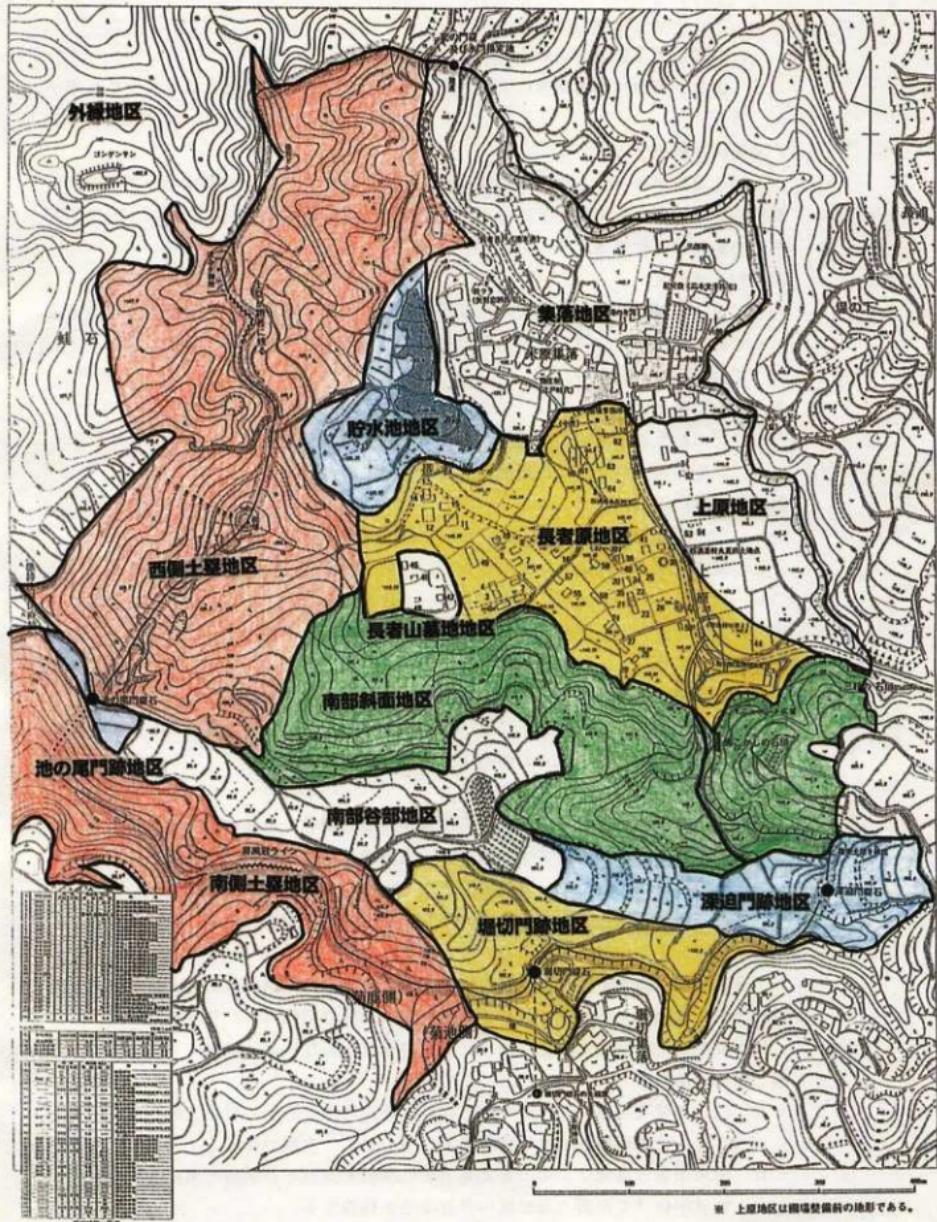
④ 南部谷部地区

上原地区と同様、指定区域に含めた上で、営農地として田園景観の保全に努める。土地所有者が離農する場合は整備用地として取得する。

⑤ 長者山墓地地区

a 墓地という特性から、見学者の立ち入りは規制する。

b 建物跡の保存を含めて、新たな墓碑の建設を控えたり、遺構面に影響のない工



造構保護・景観保全ゾーン	土壁ゾーン	発掘調査継続ゾーン
便益・アメニティ整備ゾーン	造構復元整備ゾーン	

第6図 ゾーンニング

法を探るよう協力を求める。

- c また、周辺への植樹等により、歴史公園としての景観を損なわないよう配慮する。

(2) 発掘調査維持ゾーン

重要な遺構が存在するが、未解明な部分が多いため、早急な整備は行わず、今後も維持して発掘調査を実施する。なお、発掘調査の進捗次第で可能であれば、計画期間内の整備も検討する。

⑥ 貯水池地区

- a 池の範囲と構造の解明を待たなければならず、当面は現在の環境保全に努める。
b 将来的には、往時の地形と利用形態の復元をめざすと共に、公園の調整池としての活用も検討する。

⑦ 深迫門跡地区

- a 門の原位置と登城道が解明されれば、復元整備を図る。
b 旧畑作地及び水田は、農地としての活用を図る。

⑧ 池の尾門跡地区

- a 門の原位置と構造が解明されれば、復元整備を図る。
b 城内周回の中間地点にあたるため、休憩・便益施設の整備を検討する。
c 大門口からの自動車によるアプローチは検討しない。ただし、大門口に駐車場が確保されれば、往時の登城道を推定されるルートでの、歩くによるアプローチを検討する。

(3) 遺構復元整備ゾーン

これまでの発掘調査で明らかになった建物遺構や城門遺構の遺構明示と、解説施設、便益施設の整備を行う。歴史公園の中心部として位置づける。

⑨ 長者原地区

引き続き保存整備のメインとして位置づける。既に、4棟の復元建物、ガイダンス施設、シンボル広場、メイン駐車場、園路等の整備を実施しているが、前回計画の積み残し事業も含めて、歴史公園の中心地にふさわしい整備を行う。

特に、建物遺構の集中する地区であり、建物遺構の明示と解説、見学者へのサービス提供を中心に整備を進めることとする。

建物遺構に関する整備については、a 復元建物、b 平面遺構明示、c 遺構の露出展示の3種類の手法を以て行う。措置可能な予算の範囲内で、できるだけ見学者にわかりやすく視覚的に訴え、かつ、想像力を損なわないよう配慮する。

⑩ 焙切門跡地区

- a 門・登城道・城壁を復元すると共に、周辺地区と併せて解説施設や便益施設を設けて、長者原地区と並ぶ南部地区の中心として位置づける。
b 旧栗畠等の農地は、そのまま見学者に開放するなどの活用を図る。
c 竹林を抜けて南側土墨地区への遊歩道を整備する。
d 保安林に指定されており、竹林や樹木の伐採は原則として行わない。ただし、竹林については崩壊を助長するおそれがあり、地域振興局林務課と協議しながら対策を講じる。

(4) 土墨散策展望ゾーン

城の防衛ラインを明示し、防衛施設としての鞠智城の姿を浮かび上がらせると共に、土墨遺構と関連遺構を利用した、遊歩道、展望所、休憩所などの整備を行う。

また、広大な敷地を利用して、多様な活用方法を検討する。

⑪ 南側土墨地区

- a 土墨の構造と、建物等の防衛施設の存在を確認する。
- b 竹林を伐採し、崖面の崩壊を防止する。
- c 土墨を復元する。
- d 建物跡が確認された場合は遺構を明示する。
- e 土墨を利用した遊歩道を整備する。
- f 土墨上の平坦部には、展望所を兼ねた休憩施設を整備する。
- g 土墨内部の斜面で傾斜の緩やかな部分は、鑑賞樹園、収穫樹園として活用を図る。

⑫ 西側土墨地区

- a 土墨及び、灰塚、涼みが御所、シャカンドン等遺構の存在が推定される箇所の調査を実施する。
- b 土墨を復元する。
- c 採石等により失われた地形を復元する。
- d 従来から交通のあった場所であり、土墨線に加えて、旧道を利用した遊歩道を整備する。
- e 数ヵ所ある高みには、休憩所を兼ねた展望所を整備する。
- f 南部土墨線と比べて広大な面積を持つ斜面は、従来の植生を利用して整備する。

(5) 便益・アメニティ整備ゾーン

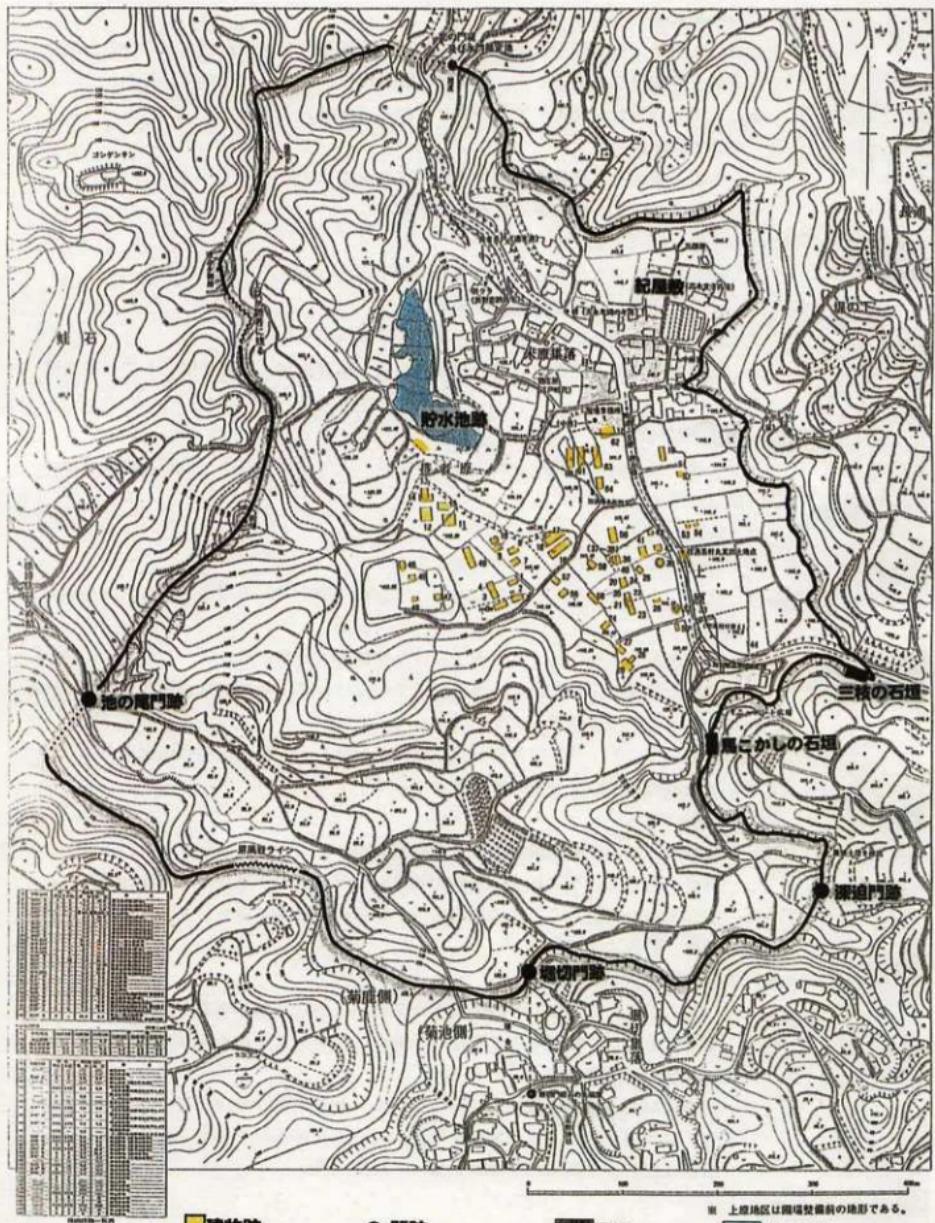
他の区域に比べて、整備の対象となる遺構が少なく、利用者のための便益施設とアメニティ施設の整備を中心に実施する。

⑬ 南部斜面地区

- a 未調査区域のため、遺構の有無を確認する。
- b 遺構が確認されなければ、斜面を利用したアメニティ施設の整備を図る。
- c 旧作業道を利用して、長者原地区から池の尾門跡地区等ヘショートカットする遊歩道を整備する。

⑭ 東部斜面地区

- a 三枝の石垣、馬こかしの石垣などがあるが、他に遺構は確認されていない。
- b 傾斜は急だが、樹林により安定しており、土留め工事の必要はなく、下草刈り等の環境整備の実施で十分である。
- c 旧畠作地の平坦部は駐車場として整備し、菊池市側からのアプローチを可能にする。駐車場からは、旧作業道を利用して深迫門跡地区を通じた遊歩道を整備し、長者原地区方面や堀切門跡地区方面へと連絡する。



第7図 造構配置図

第6章 保存・整備の個別計画

1 遺構保存整備（第7図）

鞠智城跡では、これまで23次（平成13年度現在）にわたる発掘調査が実施され、今後も継続される予定であるが、建物遺構をはじめとして多くの遺構が確認されている。この中には、国内の古代山城としては初めてとなる発見も多く含まれ、保存に努めると共に活用を図るために必要な整備を行う。

遺構の整備は本事業の中心をなすものであり、「古代山城をトータルに理解する」ため、偏ることなくバランスよく整備する必要がある。

保存整備の手法については、各遺構の学術的意義等を十分に踏まえた上で、各ゾーンごとの整備方針に応じ、学習教材として活用を図るに適した手法を用いることとする。

なお、発掘調査を継続していることにより、今後も新たな遺構を検出する可能性があるが、今後明らかになった遺構については、順次整備計画に繰り入れていくこととする。

遺構を整備して一般に公開することは、調査研究の成果を公表すると同時に、見学者をはじめとする外部からの評価や意見を受け入れ、今後の研究に還元させることを目的とするものである。

（1）建物跡

建物跡の整備については、第5章において、①露出展示、②復元整備、③平面遺構明示の3手法を以て行うこととした。各手法の特性を活かして、効果的な遺構の明示を図るものとする。この3手法を有機的に組み合わせることにより、より効果的に見学者の理解を助けることが可能となる。

① 露出展示

礎石や柱穴を、適正な保存処理を施した上で、発掘当時の状態に近い状態で見学に供する。必要に応じて、覆屋等の保護施設を施す。

なお、覆屋を整備する場合には、歴史的景観に十分配慮したデザインとする必要があり、復元建物との調和を図るものとする。

現時点では、以下に掲げるものが候補として挙げられるが、他の2手法との組み合わせにより最も展示効果が高いものを整備対象とする。

礎石建物：49号 64号 67号

掘立柱建物：60号 61号 63号

※ 太字は既に施工済み

② 復元整備

年代区分第Ⅱ期に分類され、かつ、上屋構造の解明が可能なものから、古代山城をトータルに理解するために必要な機能・構造を持つ建物跡を抽出し、相当数を復元整備する。

復元整備は、遺構明示としては立体的な表現方法であり、より深い歴史的空間を演出することを可能にするものである。

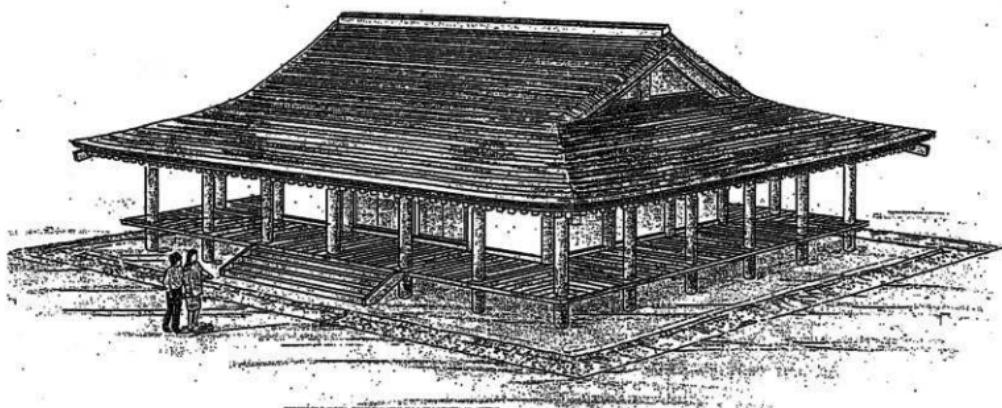
・・・・・
[イメージ図1]

復元にあたっては、学術的な検討が極めて重要であり、鞠智城跡保存整備検討委員会及びその専門部会に諮りながら慎重に進める必要がある。

5号 11号 16号 20号 28号 32号 ※太字は既に施工済み

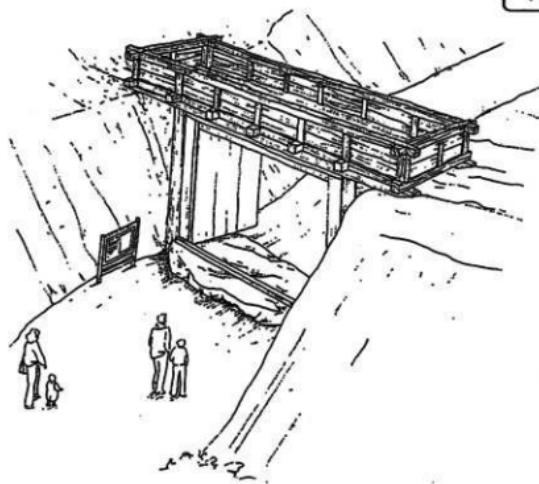
11号建物址イメージ図

イメージ図1



城門遺構復原施設イメージ図

イメージ図2



今後の調査研究により新たに復元対象とすることが望ましいと判断されたものについては、復元対象に加えるものとするが、復元建物の目標棟数は、城門等も含めて、10棟程度とする。

③ 平面遺構明示

最も簡易な遺構明示手法であり、併せて、名称板や解説板等を適宜設置するなど適切なガイダンスを行う。

(2) 城門跡

現在、深迫、堀切、池の尾の3箇所で門跡の存在が確認されているが、今後の調査により、北の門櫓や水門跡などの発見も期待される。

堀切門跡は、発掘調査が完了しており、他の2箇所については、発掘調査継続ゾーンに位置づけ、その解明に努める。

その成果をもとに上屋構造を解明し、登城道、城壁、土塁等と併せて復元整備を図ることとする。 イメージ図2

(3) 土塁

鞠智城跡は、自然地形の崖や山の尾根線を利用して内城を形成しており、自然の地形そのものが要害の役割を果たしているが、これまでの調査で、人工的に尾根を切り落としたり、盛土（版築）して加工した部分が認められている。

これらの土塁は、遺構の保存に努めながら、見学者が古代山城の防衛を理解できるよう次のとおり整備する。

① 覆土などにより土塁を復元し、遺構自体を遊歩道として活用する。 イメージ図3

② 残りの良い部分については、土塁の内側等を遊歩道として整備し、そのままの土塁遺構を見学しながら散策できるよう工夫する。 イメージ図4

③ 「切り落とし」や「版築」の著しい箇所については、その一部を絶ち割って、断面から土塁の構造を理解できるよう整備する。

④ 灰塚、涼みが御所、シャカンドン、長者山などの高まりや平坦部については、土塁と一体となった展望園地等を設ける。今後の調査により、建物跡等の遺構が検出された場合は、遺構を活かした休憩所等を検討する。

(4) 石垣

「三枝の石垣」と「馬こかしの石垣」の2箇所が確認されているが、築造時期は確認はされていない。今後、発掘調査を実施し、修復等を図ることで見学者を誘導する園路の整備を進める。 イメージ図5

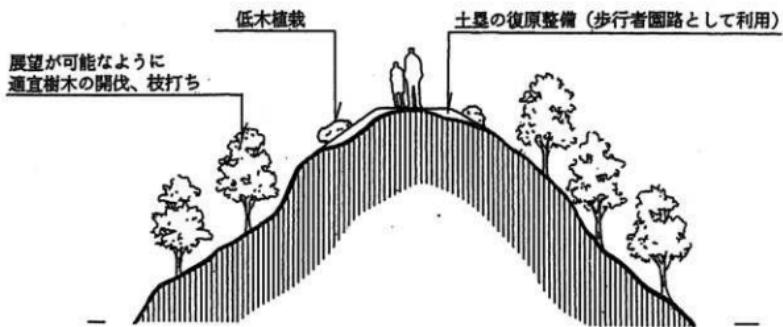
(5) 貯水池跡

貯水池跡を含む区域は、本計画で発掘調査継続ゾーンと位置付けており、鞠智城を解明していく上で重要な遺構である。そのため今後も発掘調査を主体とした事業を継続する。この区域は、位置的に見学者の動線から近く、発掘現場を間近に見学することが可能であることから文化財保護行政を学ぶ生きた教材として十分活用できるような環境整備を行う。

なお、貯水池跡からは、今後も貴重な遺物を検出する事が期待され、見学者へのガイダンスにおいても重要なポイントとなる。

イメージ図3

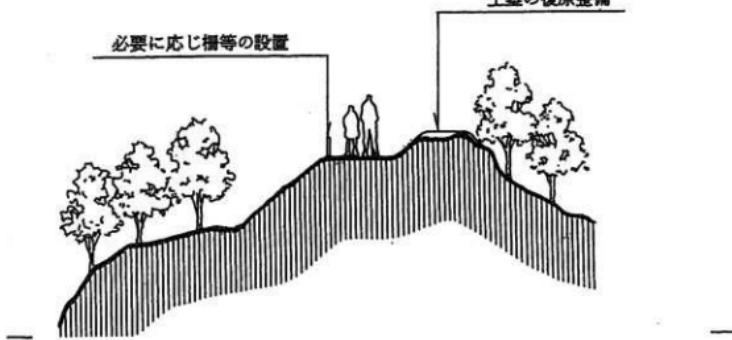
土壟整備イメージ図



イメージ図4

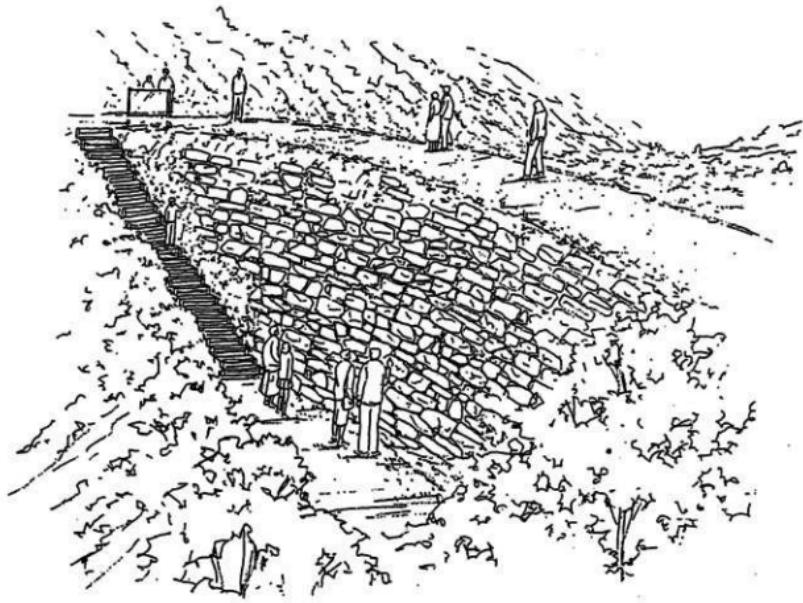
土壟の復原整備

必要に応じ柵等の設置



石垣周辺整備イメージ図

イメージ図5



2 学習施設（第8図）

（1）ガイダンス施設（室内学習施設）

鴨智城跡内で検出された各遺構は、適切な保存と効果的な整備により、鴨智城跡を理解するための最良の教材であるが、これらを十分に活かしきり、理解を助けるには総合的な学習施設が必要である。また、大部分が未解明である鴨智城跡を研究しながら、広域にわたる計画地を適正に管理し、様々な事業に活用していくための拠点が必要である。このような理由により、平成12年度からガイダンス施設の整備に着手し、平成13年度に建物の整備を完了する。平成14年度から拠点施設として活用していくと共に、展示解説などの付帯機能の充実を図る。

① 位置：次の理由により長者原地区の東南端を選んだ。

- ・城域の東南端で歴史的景観への影響がない。
- ・主たる遺構や展示施設から著しく離れていない。
- ・地下遺構に影響がない。
- ・アプローチ道路に近接している。
- ・付帯施設として駐車場のスペースが確保できる。
- ・計画地内における動線の起点となる位置である。

② 構造：次の理由により木造瓦葺2階建とした。（面積850m²）

- ・従来から地材を使用した整備を掲げている。
- ・遺跡内に位置するため、周辺景観に配慮する。
- ・復元建物から距離を保つため、建物全体を敷地の端に寄せる必要がある。

③ 導入機能

a 展示解説機能

鴨智城跡とその時代を、国際的な視野のもとで総合的に理解するための展示解説を行う。出土遺物、模型、パネル等による展示。総合的なガイダンス計画のもとで、平成14年度以降整備を行う。

b 映像解説機能

解説映像、企画映像、歴史をテーマとした映像作品などを提供する。展示解説同様、総合的なガイダンス計画のもとで、平成14年度以降整備を行う。

c 総合案内機能

鴨智城跡及び周辺諸施設に関する情報を提供する。

d 休憩機能

見学者のための休憩コーナー。

e 研究機能

調査研究の拠点。

f 管理機能

史跡管理の拠点。

g 収蔵機能

出土遺物を整理、収蔵する。

h 情報発信機能



■ ガイダンス施設 (説教生館)

● 案内板

■ 解説板

▲ 音声解説盤

第8図 学習施設

学習会、地域交流事業、地域間交流事業を開催し、鞠智城跡に関する情報を広く発信する。

(2) 案内板

利用者にとって遺跡の入り口となるガイダンス施設、北側駐車場、東側駐車場に設置し、遺跡の全体概要を説明する。

(3) 解説板

門跡、土壘、石垣などの遺構及び礎石・柱穴の露出展示について解説する。また、土壘線上の灰塚、涼みが御所、シャカンドンなど遺構の存在を連想させる名称をもつ頂については、その由来等を解説する。可能な限り復元想像図等の導入を図り、利用者の想像力を刺激する工夫をする。

(4) 音声解説盤

各復元建物に配置し、建物遺構について音声でわかりやすく解説する。

現在は、シンボル広場と32号復元建物（八角形建物）の2箇所に設置している。

(5) 名称板

建物跡の平面遺構明示施設に設置し、建物の規模、構造、想定される用途などを表示する。また、花粉分析等の成果に従い植栽した樹木についても設置する。

3 休養・便益施設（第9図）

(1) 駐車場

鞠智城跡は公共交通機関によるアクセスが弱く、大半が自動車によるものと予想され、以下の条件から、長者原地区東部（中央駐車場）、長者原地区北部（北側駐車場）、東側斜面地区南部（東側駐車場）の3箇所に分散して整備する。

- ① アプローチ道路に連結しやすいこと。
- ② 遺構と歴史的景観に影響を与えることなく場所であること。
- ③ 造成等による地形変更の必要がないこと。
- ④ 主要遺構に近接していること。
- ⑤ 多方向からのアプローチが想定されること。
- ⑥ メイン駐車場は、ガイダンス施設に近接し、大型バスの受け入れも可能であること。

(2) 便所

計画地が広範囲にわたるため、ガイダンス施設の他にも複数箇所整備する必要がある。長者原地区及び、堀切門跡地区か池の尾門地区への設置を検討する。その際、遺構と史跡景観への影響等について十分配慮する。

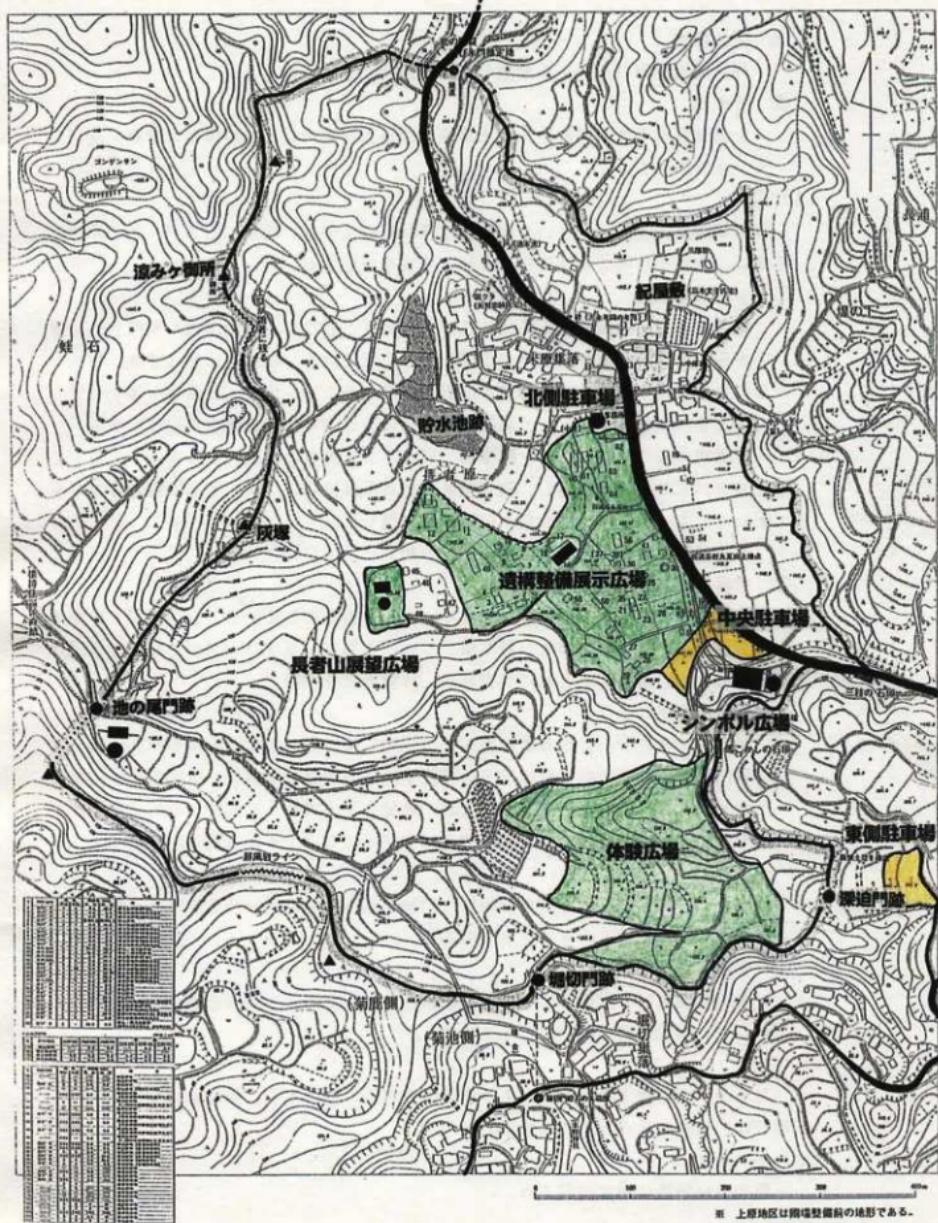
(3) 休憩所

広範囲にわたる野外学習施設であり、団体での見学も多数見込まれることから、相当規模の休憩施設を複数必要とする。また、屋内での集団学習や、天候の急変に備える施設としても必要である。

① ガイダンス施設

ガイダンス施設に、長者原地区を一望できる展望休憩所を設ける。また、雨天時は屋外展示施設を見学するために使用する。

町道(立待神方線)



— アプローチ道路
● 便所

■ 休憩所
▲ 四阿

■ 駐車場
■ 広場

第9図 休養・便益施設

② 復元建物

16号復元建物（兵舎）を開放して、休憩所として活用する。

③ その他

上記2箇所の他、門跡地区か土塁地区の適当な箇所に、小規模な休憩所を便所とセットで検討する。

・・・・・イメージ図6

(4) 広場

鞠智城跡は、古代山城という遺跡の性格から起伏の多い地形であるが、この中の平坦部に、それぞれ異なる性格を持たせた広場を設置する。

① シンボル広場

鞠智城跡は面積規模が広範囲に及び、各地区ごとに存在する遺構や整備目的の違いから、それぞれ異なる性格の空間を創り上げている。利用者にとって、周囲からのアクセスや計画地内における位置を認識するため、また、計画地全体をひとつのまとまりのある空間として認識するためにシンボルとなる施設が必要である。

計画地の入り口にあたり、駐車場、ガイダンス施設に隣接する場所に、八角形をイメージした広場を整備し、鞠智城跡整備事業推進のシンボルとして防人像などを配したモニュメント「温故創生の碑」を設置した。

団体見学者の集合場所、見学コースの起点として位置づける。

② 遺構整備展示広場

建物遺構の集中するブロックであり、復元建物をはじめとして立体的な史跡整備を実施する。見学者の興味が最も集まる場所であり、見学コースの中心に位置づけられるため、遺構明示と共に学習施設、休養施設を整備する。

③ 長者山展望広場

見学コースの中心となる遺構整備展示広場に隣接し、堀切門跡から南側土塁、池の尾門跡、更には西側土塁線までを見渡すことのできる展望地。遺跡内だけでなく熊本平野北部一帯を見渡すことができ、展望休憩の場として最適な場所であるばかりでなく、鞠智城跡の位置や地形的立地を学ぶことのできる重要な学習ポイントでもある。

また、長者原地区から各土塁地区、門跡地区への見学コースを設定する際の分岐点でもあり、動線上のポイントもある。

・・・・・イメージ図7

④ 体験広場

南部斜面地区の東側、クヌギ林と旧耕作地からなる段々地形を利用し、自然との触れ合い体験や農業体験などを企画する。

(5) 四阿

長者山、土塁線上の平坦部をもつ頂等の展望所に設置する。建物遺構が確認された場合は、遺構を活かして整備する。

(6) ベンチ

園内の縁側等に適宜設置する。

4 動線計画（第10図）

(1) 広域アクセス

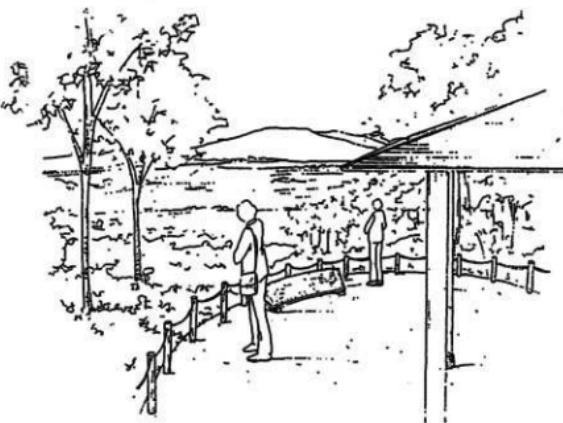
イメージ図6

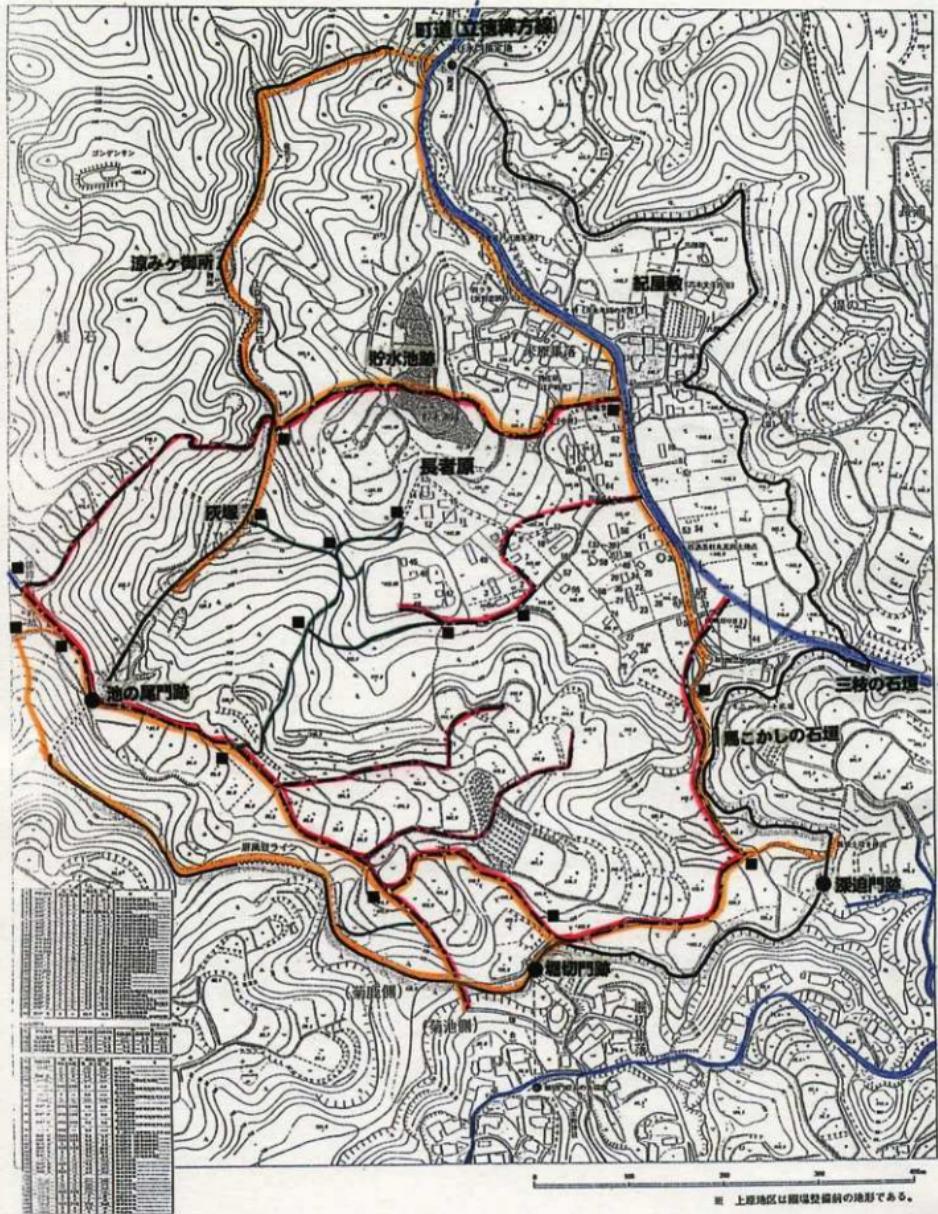
休憩所イメージ図



展望広場イメージ図

イメージ図7





第10図 動線計画

・ 鞠智城跡は位置的な条件から、鉄道や路線バス等の公共交通機関が利用できず、アクセスは自動車の利用に限られる。

利用者の大半は県内在住者であるが、近年、県北地域には福岡方面からのレジャー客の流入が著しく増加しており、福岡方面からの利用者が今後増加する可能性は高い。

なお、福岡方面からは、阿蘇を経由する場合も少なくない。

したがって、ここでは熊本市中心部方面、福岡方面、阿蘇方面の3方面からのアクセスを検討する。

① 熊本市中心部方面

- a 国道3号線→国道387号線→菊池市→県道菊池鹿北線→町道稗方立徳線
→鞠智城跡
- b 国道57号線（菊陽バイパス）→国道325号線→菊池市→町道稗方立徳線
→鞠智城跡
- c 県道熊本益城大津線（第2空港線）→国道325号線→菊池市→町道稗方立徳線
→鞠智城跡
- d 国体道路東西線→国道325号線→菊池市→町道稗方立徳線→鞠智城跡

② 福岡方面

- a 九州自動車道（菊水IC）→県道玉名山鹿線→山鹿市→国道325号線
 - 菊池市→県道菊池鹿北線→町道稗方立徳線→鞠智城跡
 - 七城町→県道熊本菊鹿線→県道鹿本松尾線→町道稗方立徳線→鞠智城跡
- b 九州自動車道（植木IC）→県道植木インター菊池線→菊池市
 - 県道菊池鹿北線→町道稗方立徳線→鞠智城跡
- c 九州自動車道（南関IC）→国道443号線→山鹿市→国道325号線
 - 菊池市→県道菊池鹿北線→町道稗方立徳線→鞠智城跡
 - 七城町→県道熊本菊鹿線→県道鹿本松尾線→町道稗方立徳線→鞠智城跡
- d 国道3号線→山鹿市→国道325号線
 - 菊池市→県道菊池鹿北線→町道稗方立徳線→鞠智城跡
 - 七城町→県道熊本菊鹿線→県道鹿本松尾線→町道稗方立徳線→鞠智城跡

※ 上記a及びbについては、県南、鹿児島方面からのアクセスも想定。

③ 阿蘇方面

- a 国道57号線→大津町→国道325号線→菊池市→県道菊池鹿北線
→町道稗方立徳線→鞠智城跡
- b 菊池阿蘇スカイライン→菊池市→県道菊池鹿北線→町道稗方立徳線
→鞠智城跡

(2) アプローチ道路

① 4方向からのアプローチ

上記のような広域アクセス状況を考慮すると、一般的の来場者を対象として検討した場合、大別して2通りのアプローチが考えられる。どちらも、遺跡の中心部である長者原地区を目指すものである

A 東側ルート

菊池市方面から、町道稗方立徳線を利用し、遺跡の東側から入るアプローチ。

B 北側ルート

菊鹿町本分方面から、県道鹿本松尾線、町道稗方立穂線を利用し、遺跡の北側から入るアプローチ。

この他、南側土墨地区や各門跡地区を目指したアプローチの方法として、次の2通りが想定される。

C 南側ルート

市道稗方堀切線又はその南の広域農道から堀切地区を経て、農道を通じて深迫門跡地区からのアプローチ。

D 大門ロルート

県道熊本菊鹿線から下本分集落を経て、大門口から町道米原池野線を通じた池の尾門跡地区へのアプローチ。ただし、第5章でも述べたとおり、集落内での自動車の離合ができないため、集落の手前に駐車場が確保できた場合に限って徒步によるアプローチを検討することとする

② アプローチの検討

来場者にとって、鞠智城跡は複数ある目的地のひとつであり、その行程の中で鞠智城跡へのアプローチを捉える必要がある

想定される行程としては、面的には菊池・鹿本・玉名地域までであり、対象地としては次のものが挙げられる

a 肥後古代の森（風土記の丘）

熊本県が3地区で実施した肥後古代の森整備事業は、いずれも菊池川流域に展開している。鞠智城跡整備事業は、当初からこの3事業との連携を目指しており、歴史を学ぶ目的の利用者にとっても、併せて訪れることで相乗効果が期待される。

b 史跡

菊池川流域は、古代から東アジア文化の影響のもと、独自の文化圏を形成してきた。江田船山古墳や全国一の數を誇る装飾古墳などの古代遺跡、菊池氏をはじめとする中世の豪族による城跡、謎とロマンに満ちたトンカラリンなど、鞠智城跡の周囲には魅力ある史跡が集中している。平成11年度にはこの点に着目し、くまもと観光推進協議会との連携により「鞠智城と古代の森ロマンルート」と題した提案を行い、パンフレットを作成している。

c 資料館・博物館

異なるテーマで構成される各資料館との組み合わせにより、鞠智城跡の展示解説部門をより深く楽しむことが可能である。

d 建築

鞠智城跡見学のテーマを復元建物とした場合、菊池川流域に残る文化遺産としての建築との組み合わせが考えられる。

e 温泉地

菊池川流域は良質の温泉に恵まれており、古くから数多くの温泉宿が営まれている。これらの温泉宿の宿泊客が鞠智城跡に来場する例も多く見受けられ、観光客の受け入れという観点からは、大きなポイントとなるものである。レジャー分野における温泉の人気は依然として高いが、その人気を支えているのは「安・近

・短」指向から日帰り温泉施設であり、大幅な宿泊客の減に悩む温泉地が多い。

このような傾向に歯止めをかけるためには、従来の受け入れ態勢を見直し、プラスαのサービスを付加する必要があり、この点に新たな観光資源としての鞠智城跡が担う役割が求められる。

f 物産館

観光客、レジャー客の行程に鞠智城跡を組み込むとき、欠かせないものが物産館などの販売施設である。鞠智城跡東側にも、菊鹿町が物産館を出店するが、近隣には徹底した地元产品的品揃えやブランドの確立によりトップの販売実績を誇る物産館が揃っており、これらの施設との連携により地元との繋がりをより強化することも可能である。

g その他

この他、菊池渓谷、矢谷渓谷、竜門ダムなどの観光スポットが数多くあり、その集客力を利用した行程の検討が可能である。

(3) サイン計画

平成11年度までに、利用者を計画地へ誘導する標識を必要な箇所に設置した。今後は、利用者の要望を聴きながら、更に必要な箇所があれば設置を検討する。

(4) 公共交通機関の確保

現在、鞠智城跡へ直接アクセスできる公共交通機関はない。九州産交バス一寸桜木停留所から約2km、熊本電鉄バス菊池プラザ終点から約4kmの距離にあり、ここからは徒歩又はタクシー等によらざるを得ない。

バス路線の変更是考えにくく、次の方法で検討する。いずれも、地元自治体や、関連業者の主体的な行動によらねばならないものである。

① 休日のみの臨時運行

利用者が数多く見込まれる、週末及び祝日などの休日のみの臨時運行を要望する。既に、山鹿産交から水辺プラザ(鹿本町)及びあんずの丘(菊鹿町)への便が実現しており、一定の成果を見ている。この既存路線に鞠智城跡への延長を申し入れることも考えられるが、周辺諸施設等との組み合わせにより集客力のあるルートが提案できれば、菊池市方面からの便も新規に検討できる。

② 観光シーズンの企画バス

旅行代理店や地元観光連盟等の主催する企画ものの路線に組み込むことを要望する。これまでに、菊池公園花見バスや菊池渓谷紅葉バスなどが実現しているが、その他にも多数の企画が可能である。

(5) 圏内公道

① 町道米原池野線

シンボル広場横を通り、深迫門地区、堀切門地区、池の尾門地区を経て城外へ至り、大門口まで続く。城内の主要地区を横断するルートであり、遊歩道として重要な役割を果たすものである。しかし、南部谷部地区の農地所有者が農道として利用する他、一般生活道路としての利用もあり、車両の通行に注意を呼びかける必要がある。管理用道路としての役割も果たす。

② 米原集落内農道

米原集落から貯水池跡を横切り西側土壠へ至るルート。貯水池手前までは地元住民の利用があるが、貯水池からは車両の通行等は想定されない。北側駐車場から直接西側土壠地区を目指す歩道として位置づける。また、車両の通行できる路幅であり、北側土壠地区及び貯水池地区の管理道路としても利用する。

(3) 南部谷部地区農道

圃場整備田の農道。一般来場者の利用は想定せず、南部斜面地区の管理用道路としての利用に限る。

(4) 長者山墓地墓参道

長者山の共同墓地に通じる里道（一部付け替え）については、基本的には歩行者専用園路とするが、墓地使用者と管理用車両の通行を想定する。

(6) 一般園路

長者原地区の造構見学用園路。基本的には歩行者専用とするが、管理用車両の通行できる部分を確保する。

(7) 歩道

計画地内の地形的条件を考慮に入れて、可能な限り、町道、農道、里道、土壠線などを利用して整備する。幅広い利用者層を想定し、各人の体力に合わせたコース選択ができるよう配慮する。

(8) 散策路

尾根から山裾へ連絡する里道などを利用し、歩行者専用通路として整備する。傾斜が急であり、遊歩道よりも強い運動量を想定する。

(9) 道標

利用者が自ら設定した見学コースに従って園内を回遊できるよう、交差点等に適宜設置する。歴史的景観に違和感のないデザインを採用し、素材、形状、色彩等の統一を図る。

5 造成

第1次基本計画期間に、長者原地区で施工可能な区域の造成を完了しており、今後、大規模な造成を必要とする箇所は見込まれない。積み残しとなっている貯水池跡周辺部については、発掘調査の完了を待つ必要から、本計画期間中の施工は想定しない。

6 雨水排水・防災計画

(1) 雨水排水計画 第1次基本計画を踏襲

(2) 防災計画 第1次基本計画を踏襲

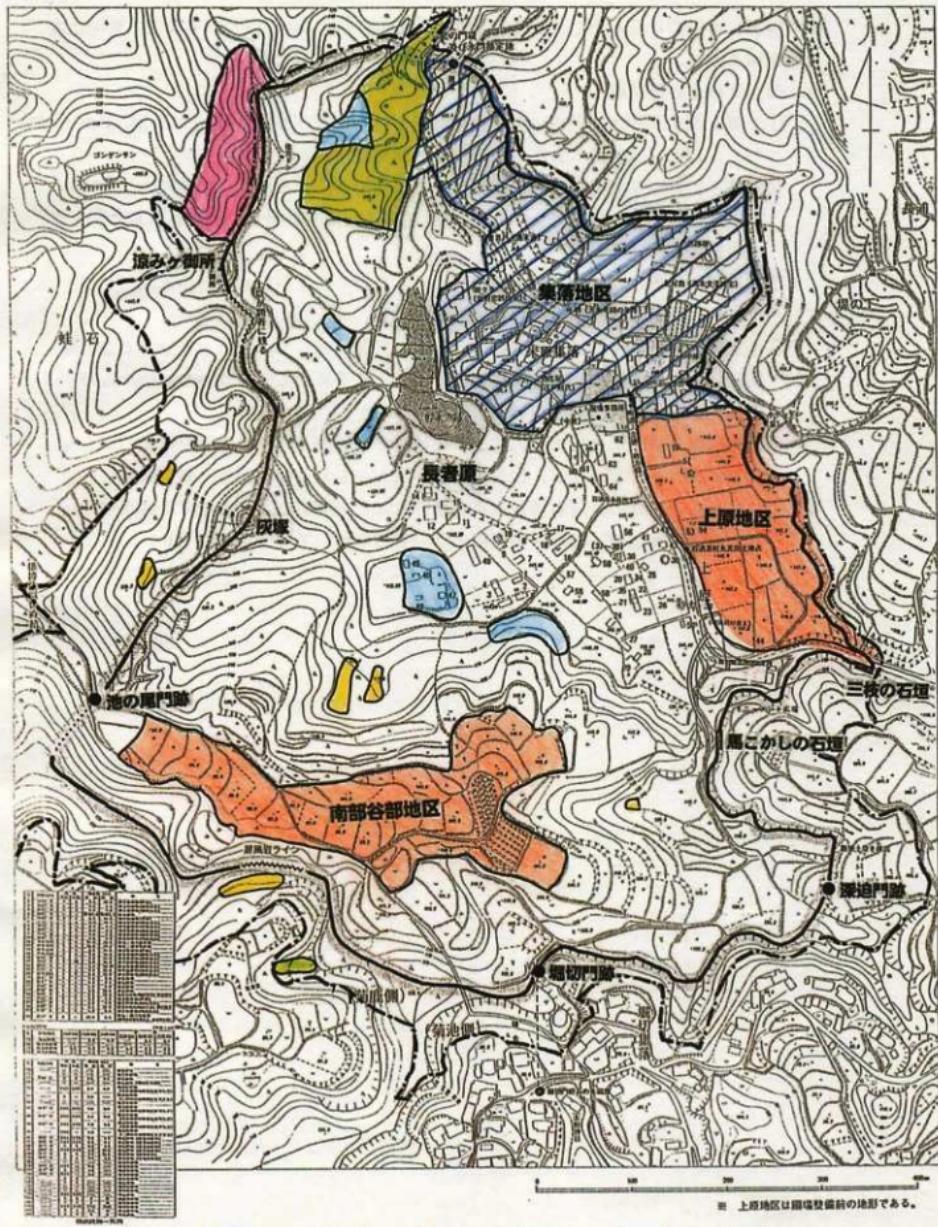
7 植栽計画

第1次基本計画を踏襲

8 用地取得（第11図）

史跡指定化を予定する区域について、次のとおり用地の公有化を推進する。

(1) 国指定に向けての取得計画



第11図 用地取得

国指定申請時に公有化しておくべき8筆4,660m²（A）について、平成14年度中に取得を図る。

（2）国指定後の取得計画

- ① 第1次基本計画期間内に公有化を見送ったもののうち、手続き上の支障が無くなった10筆17,431m²（B）については、指定後速やかに取得する。
- ② 第1次計画期間内に公有化を見送ったもののうち、依然として手続き上支障のある6筆9,292m²（C）については、問題解決を図りながら、解決したものから順次取得する。
- ③ 西側土墨地区で、新たに土墨造構の及んでいることが判明した1筆34,738m²（D）については、指定後速やかに取得する。
- ④ 上原地区及び南部谷部地区については、営農地としての用途を保全することを第一としながら、所有者の離農等の事情により手放すものについては順次取得する。 31筆 50,438m²（E）
- ⑤ 米原集落地区については、住民の生活を守る必要から、指定後も積極的に公有化を推進することはせず、住民の理解と協力のもと造構の保護と集落景観の保全に努める。ただし、所有者が集落を離れるなどの事情により土地の提供を申し出たもので、地上権、債権等の支障のないものについて取得する。（F）

第7章 調査・研究の年次計画

1 基本的考え方

鞠智城跡に関する調査・研究は、第4章「調査・研究の基本方針」に従って策定するものとする。その際、第1次基本計画期間内に得られた成果を踏まえ、さらに鞠智城跡の全容解明と歴史的位置づけを明確にし、併せて律令制における大宰府や国府、郡衙との関係を明らかにすることを目的とし、築城の目的や意義、果たした役割等の解明を図るものとする。

2 調査

鞠智城跡の構造解明に伴う発掘調査に関する課題としては、①貯水池跡、②城門跡(深迫門、池の尾門跡)、③土塁線(南、西側)の大きく3つである。

年次計画は、以下に示すとおりである。

第2表 調査年次計画

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
貯水池跡		///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
城門跡	深迫門跡										///
	池の尾門跡		---	---	---	---	---	---	---	---	---
	(北の門櫓)								---	---	---
	(水門跡)								---	---	---
土塁線	南側	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	西側	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 推定地である北の門櫓及び水門跡については、今後、調査を実施し鞠智城跡の構造解明を図る。

3 研究

鞠智城跡の全容解明に伴う研究に関しては、次の2つの課題に区分される。

(1) 鞠智城跡そのものに関する課題

- ① 築造の目的と意義について
- ② 鞠智城跡の存続期間について
- ③ 古代山城としての鞠智城跡の構造について
- ④ 建物遺構の時期区分と変遷について
- ⑤ 管理中枢機能について
- ⑥ 防人たちの生活・活動の実態について

(2) 他地域との結びつきに関する課題

- ① 他の古代山城との比較・検討について
- ② モノとヒト、技術等の地域間交流について
- ③ 地域における鞠智城跡の果たした役割について
- ④ 大宰府や国府、郡衙との関係について

年次計画は、以下に示すとおりである。

第3表 研究の年次計画

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
(1)	① 存続期間について									
	② 構造について									
	③ 建物遺構の時期区分									
	④ 管理中核機能について									
(2)	① 他の比較・検討									
	② 地域間交流について									
	③ 鞠智城の果たした役割									

* (1)鞠智城跡そのものに関する課題、(2)他地域との結びつきに関する課題

*遺物等の科学的分析については、適宜実施しデータの蓄積を行い、課題の検討を図る。

4 調査・研究の実施計画と方法

第2次基本計画における調査・研究の実施にあたっては、次の点に留意し、鞠智城跡の構造及び周辺地域との関わり等の全容解明を図る。

(1) 実施計画

- ① 鞠智城跡において検出された72棟の建物遺構に関するデータを整理し時期区分を行うとともに、当該遺跡の存続期間を明らかにする。
- ② ①の研究成果をもとに、他の古代山城との比較検討を行うことで、鞠智城跡の構造的特殊性といった歴史的価値付けの明確化を図る。
- ③ ①の研究成果に基づいて、60~64号建物跡の所属時期を明確にするとともに、当該建物跡の機能等、当該遺跡における位置づけや果たした役割とその変遷過程について解明を図る。
- ④ ①、③の研究成果を踏まえて鞠智城跡の構造的研究を行い、当該遺跡の全体像の把握と、各時期ごとの変遷を明らかにする。
- ⑤ 鞠智城跡において出土した遺物等の分析・検討を行い、大宰府や国府、郡衙との関係、特に須恵器や土師器、瓦等の胎土分析を行うことにより、その生産地の同定と供給経路を明らかにし、周辺地域との関わり等について解明を図る。

(2) 実施方法

調査・研究の推進にあたっては、行政主体の発掘調査や科学的分析の結果に基づく種々のデータ等、成果の蓄積と整理のみに止まらず、多くの研究団体や研究者の参加、協力を求めながら、鞠智城跡の全容解明に関する種々の課題解決に向けて、次の取り組みを行う。

- ① 大学等の研究機関との連携による研究の推進。
 - ② 課題解決に向けた研究会の組織化による研究の推進。
 - ③ シンポジウムの開催等や研究紀要の刊行による研究成果に関する情報発信を図る。
 - ④ 鞠智城跡を核とした地域の古代史研究の推進。
- また、これらの取り組みをもとに、随時、研究成果の情報を発信し、さらに周辺地域の学校教育における歴史教育に活用を図るために、次の取り組みを行う。
- ⑤ 郡土の歴史を学習する教材として、社会科見学等による活用を推進する。

- ⑥ 地域の教育委員会及び小中学校の社会科部会等の協力を得ながら、学習教材等の作成を行い活用を積極的に推進する。
- ⑦ 発掘調査箇所の見学を受け入れ、文化財保護行政を学ぶ生きた教材として活用を図る。

第8章 保存・整備の年次計画

1 基本的な考え方

保存・整備の年次計画の作成にあたっては、調査・研究部門や管理・運営計画を併せた総合的な計画の中で優先順位を検討する。平成23年度までの計画としているが、県財政事情も考慮し、計画の前倒しや延伸にも柔軟に対応できるよう配慮する。また、各年次ごとに進捗状況をフォローアップし、3年ごとに見直しを図ることとする。

なお、平成15年度に国指定を予定していることから、国庫補助事業として実施できる項目については、極力平成16年度以降に計画することにした。

2 年次計画の概要（第4表）

年次計画は別表とのおりとし、その概要是以下のとおりとする。

(1) 全体的な計画に係るもの

① 国指定

平成14年度中に指定申請を行い、平成15年度の指定を目指す。以下の計画は全てこのことを前提として検討したものである。

② 用地買収

第6章で国指定後速やかに取得するとしたものについて、国庫補助制度（補助率80%）を利用して概ね平成16～18年度の3ヵ年で取得する。

③ 整備報告書

今次計画の最終年度となる平成23年度には、平成5年度の事業着手からの総括を行い、整備報告書を作成する。

(2) ガイダンス施設に係るもの

① 施設整備

平成13年度中に建設工事を完了し、平成14年度当初から供用を開始する。

② 展示解説

オープン当初は既存の模型や出土遺物を中心とした仮展示とし、平成15～16年度までに展示解説プランを策定し、平成17年度の施工を目指す。なお、鞠智城跡においては屋外展示施設がメインであり、総合的なガイダンス計画のなかでこれを補うものを作成する。

③ 映像解説ソフト

展示解説と並び屋内のガイダンスの中心となるもの。当面は既存の映像ソフトを提供しながら、より効果の高い映像解説ソフトを計画期間内に2本程度作成する。

(3) 復元建物に係るもの

① 基礎資料の収集・検討

専門指導員及び鞠智城跡保存整備検討委員会の指導のもと、復元対象建物の選定と基本設計のための基礎資料の収集を、平成14、15の2ヵ年で行う。

② 基本設計

上記成果を基に、平成15、16の2ヵ年で基本設計を行う。

第4表

項目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全体	国指定		○								
	用地買収	○	○	○	○	○					
	整備報告書										○
ガイドンス施設	建設工事	○									
	オープン		○								
	展示検討			○							
	展示設計				○						
	展示施工					○					
	映像ソフト検討			○				○			
復元建物	映像ソフト作成				○				○		
	基礎資料の収集・検討		○	○							
	基本設計			○	○						
	実施設計				○	○	○	○	○	○	
土木工事	復元工事					○	○	○	○	○	○
	長者原地区残事業	○	○	○	○						
	環境整備	○	○	○	○						
	測量		○								
	基本設計		○								
	中山間地緑化整備事業	○		○	○						
	実施設計					○	○	○	○	○	○
整備工事	整備工事					○	○	○	○	○	○

③ 整備

実施設計及び施工については、早ければ平成16年度から着手する。慎重を期するため、原則として2カ年整備（実施設計1年・施工1年）で計画する。

（4）土木工事に係るもの

① 長者原地区残事業

平成7年度に策定した長者原地区基本設計（平成12年度までに完了予定）に係る残事業。見学者の集中する中心部であり、早期に完了させる必要がある。

平成14年度 長者山展望広場（長者原地区E工区）

平成15年度 メイン駐車場及び北側駐車場（長者原地区B工区及びC工区の一部）

平成16年度 遺構明示、解説板、名称板、案内板等。

なお、長者原地区F工区及びG工区については、第5章において発掘調査継続ゾーンと位置づけ、貯水池跡の調査が一定の成果を挙げるまでは整備を棚上げすることとしており、今次計画期間内の整備は見送る。

② 環境整備

今次計画の整備区域については、厚生労働省の「緊急地域雇用特別交付金」を利用して、平成13年度までに樹木伐鋏等の環境整備を実施してきた。今回、この制度が3年間延長されたことに伴い、平成16年度までに集中して除草等の美化作業を実施する。以後の清掃管理を容易にすると共に、土壌線等の遺構を暫定的に公開することを可能にする。

③ 測量及び基本設計

平成7年度に「長者原地区基本設計」として12haの基本設計を実施したが、今次計画では、平成14年度にその他の33ha（整備区域12.9ha、保全区域20.1haについて、測量及び基本設計を行う。

④ 中山間地総合整備事業

菊鹿町が県農政部局に要望している遊歩道整備事業を、鶴智城跡の今次計画区域に取り入れる。平成18年度までに実施することとなっており、予算規模等については未定。

⑤ 実施設計・施工

農政部の中山間地総合整備事業と調整しながら、長者原地区残事業の終了後、平成17年度以降に実施する。

第9章 鞠智城跡の管理・運営に係る基本方針

1 学習施設としての活用

第2次基本計画における活用にあたっては、次の点に留意し、調査・研究によって得られたデータをもとに鞠智城跡のもつ歴史的価値を活かし、構造及び周辺地域との関わり等の全容解明に向けた取り組みや様々な学習に活かすことを目的として、以下の各分野において種々の取り組みを行う。

(1) 学校教育への活用

学校教育における歴史教育への活用を積極的に推進するために、随時、研究成果の情報を発信することとし、次の取り組みを行う。

- ① 祐土の歴史を学ぶ教材として、社会科見学等による活用を推進する。
- ② 地域の教育委員会及び小中学校の社会科部会等の協力を得ながら、学習教材等の作成を行い活用を積極的に推進する。
- ③ 発掘調査箇所の見学を受け入れ、文化財保護行政を学ぶ生きた教材として活用を図る。

(2) 生涯学習への活用

歴史的空间である鞠智城跡を親しみながら見学し、その歴史的価値に直接触れることにより、鞠智城そのものに関することや、あるいは歴史全般に関する興味関心を喚起し、新たな発見や学習に対する意欲がもてるよう、以下の取り組みを行う。

- ① 現地説明会の実施により、調査成果に関する情報を広く発信する。
- ② 機関誌の発行により、調査研究の成果に関する情報を広く発信する。
- ③ シンポジウムの開催や鞠智城跡に関する研究会の組織化により、多くの人が積極的に研究に参加できるシステムを構築する。
- ④ 歴史講座の開催により、鞠智城跡やその築かれた時代背景、意義等に関する理解を深める。

2 鞠智城跡の果たすべき多様な役割

価値観の多様化に伴い、史跡・文化財に求められる役割も、幅広い分野にまたがるようになった。史跡・文化財を保存整備する意義が問い合わせられる中、その果たすべき役割を明確に知らしめることで、広く一般的の理解を得ることが可能になる。鞠智城跡においても、従来の枠にとらわれることなく、様々な分野に活用を図っていくものとする。

(1) 広域ネットワークの展開

同種の事業を実施する施設や自治体との連携により、事業テーマや懸案事項を共有し、調査・研究、保存・整備、管理・運営などに係る手法を学び合い、個々での取り組みを超える相乗効果を得ることが可能。

ネットワークを展開にあたり特に重要なものは、「共通テーマ」と「地理的な広がり」である。

① 県北拠点史跡のネットワーク

a 共通テーマ「菊池川流域古代文化」

b 地理的な広がり：菊池川流域

菊池川流域の3地区（菊水町・鹿央町・山鹿市）に展開する「肥後古代の森」と合わせて、県北拠点4史跡のネットワーク化を図る。「菊池川流域古代文化」という共通テーマのもと、時代・主要テーマのすみ分けを明確にし、個々で完成された歴史公園でありながら、より大きなテーマに向けての利用プラン作成を可能にする。ここでは、1日のうちに行程を組むことが可能な範囲な取組みで、次の目的地へ移動する行為が楽しみを増す効果が期待される。

② 大宰府と古代山城のネットワーク

a 共通テーマ「大宰府防衛」

b 地理的な広がり：北部九州

具体的には、福岡県太宰府市・佐賀県基山町・長崎県美津島町が対象となり、調査・研究・保存・整備・管理・運営すべての分野で互いに学び合い、協力することが可能である。利用者の興味が一致していることから、PR面において特に連携の効果が期待される。また、特筆すべき事項として、太宰府市では史跡解説ボランティアにより組織される「（財）古都太宰府保存協会」の活動が挙げられ、ボランティアの養成にあたって参考となるものである。

③ 西日本古代山城のネットワーク

a 共通テーマ「国土防衛」

b 地理的な広がり：西日本

上記②よりも広い範囲で、古代山城というくくりでの連携を目指す。北部九州に限る場合より、時代全体を学ぶまでの学習教材としては有効であると認められる。

(2) 地域ユニットの形成

「広域ネットワーク」が同種の施設で地域的な広がりを持つのに対して、「地域ユニット」は極めて限られた区域内で異なる施設との連携を図るものである。基本的な考え方方は、「利用者が求める複数の分野にわたる楽しみを、同一地域内で全て提供する。」ことである。利用者は同一地域内で行動するため、目的地を求めて移動する時間を利用した施設で過ごす時間に充てることができるという利点がある。

① 対象範囲

原則として、鞠智城跡から概ね半径5km以内の施設を対象とする。ただし、菊池市・菊鹿町の施設で、交通の利便性に優れる施設については、距離に関わらず対象とする。

② ユニットを構成する分野

利用者の興味や嗜好の多様化に十分対応できるよう、可能な限り多くの分野にわたることとする。

③ ユニット形成の方法

各自治体の観光・物産部局などの協力により対象施設を選定し、チラシ、パンフレット、マップ、ホームページを活用してPRする。共通割引券、ポイントカード、連携イベントなどの導入の可能性なども検討し、事業効果を高めることを提案する。

なお、鞠智城跡での取り組みが一定の効果を収めることができれば、肥後古代の

森3地区においても、県立装飾古墳館の主導により同様な取り組みを行うこととする。

(3) 地域交流事業の実施

① 学習会等の事業展開

鞠智城跡をメインテーマとした郷土史講座や、研究成果の報告会などを定期的に行う。また、これらの事業の参加者から解説ボランティアを養成していく。

② 地域密着の研究活動

地域の民間伝承や地名などに関する聞き取り調査を実施する。各個人宅の訪問や、公民館等での集団聴取を通じて、鞠智城への関心を引き出すと共に、住民共通の文化的シンボルとしての定着を図る。

③ 地元行事の受け入れ

国指定史跡として管理上の支障と一般来場者の利用に妨げのない限り、住民参加の行事等を受け入れる。住民の間に自然に入り込むことが期待される。

④ 社会科見学等の積極的受け入れ

県内の小・中学校の社会科見学や、県外からの修学旅行を誘致する。現在の利用者は大部分をシニア世代が占めているが、利用者層の幅を低年齢層まで広げる。

(4) 分野を越えた連携

鞠智城跡を文化・教育という分野に止まらず幅広い分野で活用し、その価値を十二分に発揮させるためには、事業主体である県教委もまた、行政のセクションを超えて他部局との連携により事業を推進する必要がある。

① 観光・物産部門との連携

鞠智城跡に多数の利用者を集めるには、地域の観光資源のひとつとして幅広く観光客を受け入れることが有効である。他の観光施設や物産館等の販売部門とユニットを形成することで、より多くの観光客を集めることが可能になる。観光客にとって鞠智城跡は、歴史・文化に興味を持ち理解するための入り口となる。また、鞠智城跡はその集客力を以てユニットを構成する他分野に貢献することとなる。

② 保健・福祉部門との連携

鞠智城跡の優れた環境は、障害を有する高齢者などのリハビリや、精神的なケアに有効である。保健事業や福祉施設の利用を受け入れながら、真にユニバーサルな施設を目指した整備を図る。

③ 林務・水産部門との連携

鞠智城跡の整備では、復元建物を始めとして、地域材を積極的に利用している。今後も、技術的・財政的支援を受けながら、展示効果の高い復元建物や木造外構施設等を整備し、地域材利用の見直しを図る。

④ 労働・雇用部門との連携

発掘調査・清掃管理はもとより、利用者の増加に伴う関連事業の展開により、地域雇用、特に高齢者や女性の雇用の場を創出する。担当部局からは適正な雇用に関する指導を受けるだけでなく、補助制度などについても助言を求め、積極的に活用する。

3 鞠智城跡の管理体制

(1) 鞠智城跡の位置づけ

「歴史公園」として県民に親しまれるよう、また、国指定史跡にふさわしい位置づけを検討する。

(2) 県教委の組織

県立装飾古墳館分館を鞠智城跡に設置し、管理・運営に必要な組織と人員を確保する。

(3) 管理の手法

県立歴史公園であり、県教委（県立装飾古墳館分館）が管理責任を負うものであるが、地域住民から地域の財産として大切にされ、幅広い利用者に親しまれる歴史公園を目指し、以下の管理手法の導入を検討する。

なお、平成16年度までは、厚生労働省の「緊急地域雇用特別交付金」を活用して、集中的な環境美化作業を実施することとしており、その間に適正な管理計画を策定しなければならない。

① 地元住民参加型の管理

現在、清掃管理は地元菊鹿町が出資する第三セクター（株）あんずの丘に委託しており、鞠智城跡のために地元住民、特に高齢者を多数雇用している。このことから、鞠智城跡を自らの生活に深く関わりをもつ施設であるとの意識形成がなされつつある。このような意識が深く根付くことにより、自治会による清掃奉仕作業などにつながることも期待される。また、自治体が組織的に実施する清掃奉仕活動の対象区域として採択されるよう、関係部局を通じて要請することも必要である。

② 利用者参加型の管理

遺構の存在が認められず、整備の対象とならない区域については、画地条件等が許す場合は、収穫樹林や体験農場として利用者に開放することを検討する。

③ 自主的美化活動の呼びかけ

鞠智城跡は県民共通の財産であり、行政による必要最小限度の管理に加えて、県民有志による積極的な美化活動が必要であることをPRする。

地域住民及び利用者を構成員とする各種団体・グループ等による申し出があった場合、状況に応じて最もふさわしい作業箇所を提示・提供できる体制づくりが必要であると共に、そのアフターケア及び積極的な申し出を引き出すための施策も検討しなければならない。

この電子書籍は、第2次鞠智城跡保存整備基本計画 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：第2次鞠智城跡保存整備基本計画

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話： 096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦 2024 年 7 月 20 日